

上牧町 バリアフリー基本構想

2018 年（平成 30 年）3 月

上牧町

～ほほ笑みあふれる“和”のまちづくり～ を目指して

全国的に少子高齢化と人口減少が同時に進行している中、本町においても例外ではなく、今後も人口に占める高齢者の割合は年々増加し、2025年（平成37年）には町民の約4割が、65歳以上の高齢者になると推計されています。



また、高齢者や障がい者等も含めた、あらゆる人たちが同じように生活できる社会を目指す「共生社会の実現」の理念が重視され、誰もが自立した社会生活が実現でき、安全・安心・快適に暮らせるまちづくりを実現することが求められています。

そこで、本町では、旅客施設はないものの、ハード面については実現できる箇所からのバリアフリー化を進めていくとともに、地形的、財政的な問題からバリアフリー化に時間を要する箇所については、ソフト面の充実により「心のバリアフリー」を浸透させ、町民、関係機関、行政をはじめとする町の担い手が手を携え協力しながら補完することで、重点整備地区はもとより町全体のバリアフリー化を目指すバリアフリー基本構想を策定しました。

今後、この構想に基づき町民の皆様や関係機関のご協力を頂きながら「ほほ笑みあふれる“和”のまちづくり」を目指して、バリアフリー基本施策の推進に取り組んで参りたいと考えております。

最後になりましたが、本構想の策定にあたり、ご尽力いただきました「上牧町バリアフリー基本構想策定協議会」の皆様をはじめ、アンケート、現地調査、ワークショップ等にご協力いただきました町民、関係団体、関係機関の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今後もバリアフリー化の推進に向けまして、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

上牧町長 今中 富夫

目 次

1. 基本構想の概要	1
1.1 はじめに	1
1.2 基本構想策定の背景	2
1.3 基本構想策定の目的	2
1.4 基本構想の位置づけ	3
1.5 基本構想の特徴	4
1.6 目標年度	7
2. 上牧町の現況	8
2.1 上牧町の現況	8
2.2 人口、高齢者数、障がい者の種別人数など	9
2.3 上牧町が目指すまちづくりの方向性（総合計画等）	13
2.4 公共交通	15
2.5 障がい者の移動に関する課題	16
3. 重点整備地区における基本方針	19
3.1 重点整備地区の設定	19
3.2 重点整備地区の位置・区域およびその考え方	21
3.3 地区の特性	23
3.4 移動等の円滑化の基本的考え方	53
4. 生活関連施設・生活関連経路の設定	56

4.1 生活関連施設.....	56
4.2 生活関連経路.....	57
5. 実施すべき特定事業.....	59
5.1 実施すべき特定事業等の考え方	59
5.2 事業の目標時期	61
5.3 実施すべき特定事業.....	62
6. 今後の取り組みの方向性.....	70
6.1 段階的、継続的な取り組み（スパイラルアップ）に向けての体制	70
6.2 町全体でのバリアフリー化の推進.....	71
6.3 災害時におけるバリアフリー	71
6.4 持続可能な交通体系の構築	71
6.5 子育て世帯のバリアフリー	72
6.6 児童・生徒の視点でのバリアフリー	72
6.7 観光バリアフリーの推進	72

参考資料

1. 基本構想の概要

1.1 はじめに

本町が策定する「上牧町バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」）については、町民提案をもとにした実行可能なバリアフリー化及びソフト面のバリアフリー化を基本とし、計画地区となる重点整備地区の設定方法においては、特に利用頻度の高い箇所から順次整備するため、生活関連施設及びそれらを結ぶ生活関連経路のみを重点整備地区としていますが、基本構想の推進に関する基本的な方針等については、全国自治体で策定されている旅客施設を中心とした面的・一体的なバリアフリー化を進めていくとする一般的なバリアフリー基本構想と同様、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」）に基づき、策定することとしました。

例えば

バリアフリー化って？？

バリアフリー化とは・・・日常生活や社会生活において、誰もが安全に安心して移動できる空間を確保するために、障壁となるものを取り除くことです。

音響式信号機の設置

案内板の設置

歩道の勾配の改善

段差の解消

マナーの向上の呼びかけ

点字ブロックの適切な設置

1.2 基本構想策定の背景

(1) わが国の社会的背景

我が国においては、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進んでいます。2060年（平成72年）には、国民の2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる高齢化社会が到来するといわれています。（＊国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」）

さらに、障がい者が社会の様々な活動に参加する機会を確保することが求められていることなどからも、高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することが重要となっています。

そのため高齢者、障がい者等の移動、または施設の利用等に係る身体の負担を軽減し、利便性及び安全性を向上させることが急務となっています。

(2) 「バリアフリー法」の制定

高齢者や身体障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる都市環境を整備することが強く求められた状況で、2000年（平成12年）11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」）が施行されました。

一方で、1994年（平成6年）6月に制定された、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」）により不特定多数が利用する一定規模（2,000㎡）以上の建築物のバリアフリー化が義務づけられてきました。

しかし、より一体的・総合的なバリアフリー施策の推進を図るため、「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」）が2006年（平成18年）6月21日に公布され、2006年（平成18年）12月20日に施行されました。

(3) 上牧町の状況

上牧町においても全国的な傾向と同様に、将来人口が減少し少子・高齢化の傾向が強まると想定されます。住民基本台帳における2015年（平成27年）9月の総人口は23,064人、老年人口（65歳以上）は6,894人で全体の29.9%となっており、また、2年後の2017年（平成29年）9月の総人口は22,733人、老年人口（65歳以上）は7,262人で全体の31.9%となっていることから急激な高齢化が進行していることがわかります。また第5次総合計画の上牧町人口ビジョンにおける将来展望人口では、2050年（平成62年）時点で、総人口19,065人、老年人口は6,121人となり、高齢化率は32.1%と予想されています。

1.3 基本構想策定の目的

上牧町においても高齢化社会が到来し、高齢者の働く機会がこれまで以上に増加することが見込まれ、また、障がいを抱えるかたの社会活動もますます活発化しています。さらに、日頃は「バリア」を感じていない人であっても、病気やケガをしたとき、妊産婦となったとき、あるいは乳幼児を連れているときには、「バリアフリーな社会」の必要性を痛感します。このような意味から、「バリアフリーな社会」は、高齢者や障がい者のかただけでなく、すべての人にとって生活しやすい社会です。

「バリアフリーな社会」の実現に向けて、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが住みやすく、また、住みたくするような環境を整備し、町民一人ひとりが誇りと生きがいを持てるまちづくりを目的として、「上牧町バリアフリー基本構想」を策定するものです。

1.4 基本構想の位置づけ

基本構想は、高齢者や障がい者等の日常生活や社会生活における移動や施設の利用に際して、その利便性、安全性の向上の促進を図る環境整備の一環として、関係者が互いに連携し、道路、建築物などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進していくため、その基本事項として、関連法令や上位計画、関連計画、また 2016 年（平成 28 年）に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、障害者差別解消法）と整合を図りながら、バリアフリー化を推進するための基本方針や実施すべきバリアフリー化事業の内容などを定めたものです。

バリアフリー法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」 2006 年（平成 18 年）6 月	高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置を講ずることにより、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とします。
障害者差別解消法「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 2016 年（平成 28 年）4 月	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。
上牧町まちづくり基本条例 2014 年（平成 26 年）4 月	上牧町のまちづくりに関する基本的事項を定めることにより、町民、議会及び執行機関が、それぞれの役割を自覚し、互いに協働して、町民を主体とした自治に基づく豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目的とします。

根拠

関連法令

上牧町バリアフリー
基本構想

【バリアフリー法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第二十五条第一項】
市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

関連計画

上牧町第 5 次総合計画 2017 年（平成 29 年）4 月

【概要】

本町のまちづくりを進めるうえでの最も基本となる計画であり、様々な分野別計画の上位計画

奈良県上牧町都市計画マスタープラン 2009 年（平成 21 年）4 月

【概要】 ■都市計画に関する基本的な方針

【関連事項】 ■都市施設整備の方針

「安心・安全な道路網の機能充実」：町道の狭い区間においては子供や高齢者も安心して歩けるまちづくり

「利便性の高いバス交通の充実」：本町と JR 王寺駅、近鉄五位堂駅を連絡するバス交通の増便

「町民との協働による道路環境づくり」：町民との協働により道路環境の整備を推進し、町民に親しまれる道路の環境づくり

1.5 基本構想の特徴

(1) 障害者差別解消法を踏まえた基本構想での検討方針

行政機関等及び事業者における障がい理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって、差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする「障害者差別解消法」の理念を踏まえ、基本構想においては、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について考慮します。

(2) 住民提案型基本構想による基本構想の基本方針

基本構想は、住民提案型により実現したものであるため、行政、事業者だけでなく、町民も主体となり、障がいの有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

基本構想の検討方針

○不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供

生活空間のバリアフリー化や情報提供支援状況など、環境の整備状況により、合理的配慮内容は異なるため、個々の場面において個々の障がい者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備に努めます。

○対象者

対象者をより広い枠組みでとらえ、高齢者、障がい者のみならず荷物を持つ人、けがをした人、妊産婦、幼児連れの人、幼児や子供、上牧町を訪れる来訪者などを想定します。

○対象物

一般的に、バリアフリー基本構想においては、駅を中心とした建物や公共交通機関、公園、駐車場を基本とされますが、上牧町では、駅ターミナルは存在しないため、従来の対象施設だけでなく、生活空間全体におけるバリアフリー化を推進します。

○対象地域（重点整備地区）の拡大

一般的に、重点整備地区は駅ターミナルを中心とした地区が指定されます。しかし、駅ターミナルは存在しない上牧町においては、役場を中心とした地区を重点整備地区とし、順次、重点整備地区を拡大し、町全体のバリアフリー化を図ります。

○当事者参画

利用者の視点を反映させるべく、基本構想策定以前からワークショップやヒアリングなど、利用者の視点を反映させるための調査を町民で組織された NPO 法人「楽しいまちづくりの会」により行われてきました。本町では住民提案型基本構想の理念を考慮し、基本構想策定後も基本構想の検討の関係者が参加する協議会を立ち上げ、継続的な改善に努めます。

ソフト施策の充実

ハード整備だけではなく関係者の理解と協働のもと、継続的な取り組みとなるようなソフト施策についても重点的に検討を行います。

（３）基本構想策定の年次経緯

NPO 法人楽しいまちづくりの会は、2015 年（平成 27 年）11 月から 12 月にバリアフリーニーズアンケートを実施し、地区内の課題やニーズを把握して、住民や障がい者等で構成するワーキングチームの立ち上げ、町内点検、ワークショップの開催を経て、基本構想（素案）を完成させ、2017 年（平成 29 年）3 月に町へ提案されました。

本町は、バリアフリー法第 27 条によるバリアフリー基本構想作成の提案をうけ、上牧町まちづくり基本条例により町民との協働のまちづくりを推進していくこと、また総合計画における上牧町の将来像である「ほほ笑みあふれる和のまちづくり」は、全ての町民が「上牧町に住んでいてよかった」と思えるようなまちづくりに取り組み、住民が幸せを感じて、心が豊かになることで生まれる「ほほ笑み」があふれるまちを目指すことから、バリアフリー基本構想は、まちづくり基本条例の理念、総合計画の町の将来像と合致しており、楽しいまちづくりの会から提案いただきました素案を成案にするにあたり、上牧町バリアフリー基本構想策定協議会を設置しました。



図 1-1 基本構想策定の年次経緯

1.6 目標年度

基本構想の目標年度は 2027 年度(平成 39 年度)とします。総合計画の検討結果を踏まえ、2023 年度(平成 35 年度)に基本構想についても中間見直しを行います。

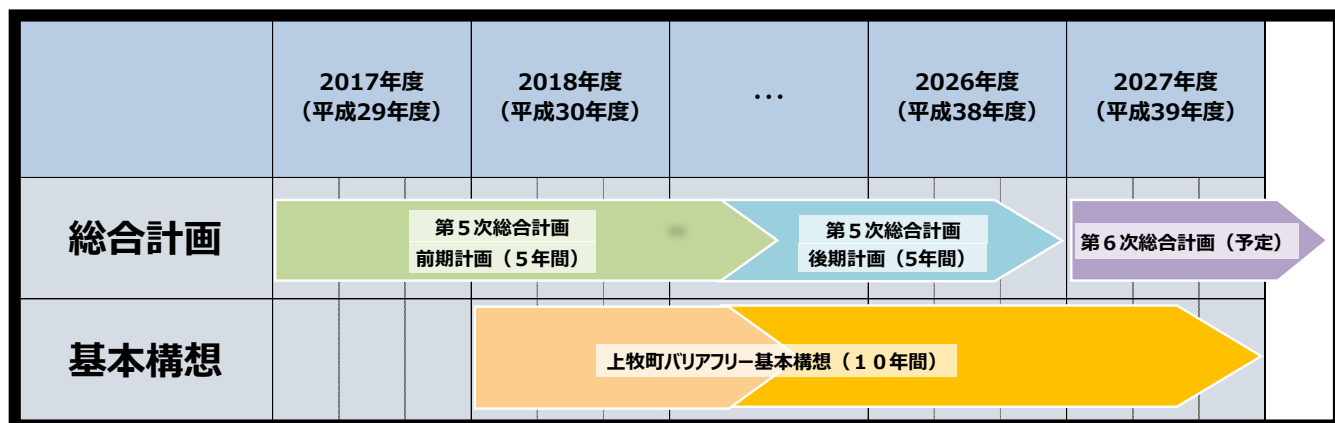


図 1-2 目標年度

2. 上牧町の現況

2.1 上牧町の現況

(1) 上牧町の位置

本町は奈良盆地の北西部に位置しています。面積は 6.14km² で、東西に 2.1km、南北に 3.6km の細長い町域となっており、北西は王寺町、北東は河合町、南東は広陵町・南西は香芝市に隣接しています。

奈良市の中心部や大阪市まで約 20km の距離にあり、西名阪自動車道などの交通の利便性にも恵まれているという立地条件から、住宅都市として発展しています。

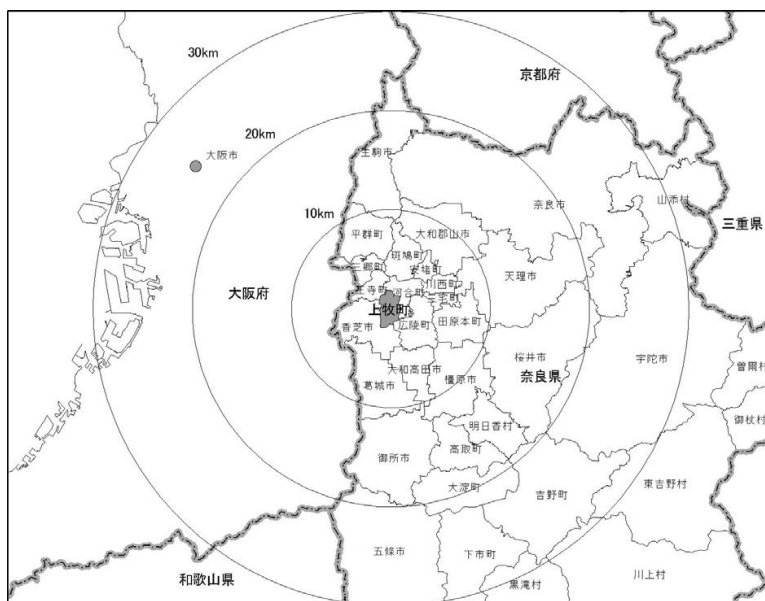


図 2-1 上牧町の位置

(2) 自然条件

本町の町域は馬見丘陵に含まれ、標高 45～95mの緩やかな起伏に富んだ地形をしています。町西部を大和川水系葛下川が、中部を滝川が北流しており、流域には田園地帯があります。

(3) 歴史・文化的条件

「上牧」の呼び名の起こりは、本町を含む丘陵地一帯が放牧に適したところから出ていることは日本書紀、続日本書紀といった史書からうかがうことができます。特に、画文帯環状乳神獣鏡が発掘されたことを契機に国史跡に指定された上牧久渡古墳群や、銅鐸が出土した観音山などにおいては、古くより人々が生活していたと考えられます。

室町時代には片岡国春が城を築いてこの地を治めていましたが、1577 年（天正 5 年）に明智光秀の軍によって落城し、江戸時代以降は長く郡山藩の支配下に置かれました。現在、町北部の下牧集落の背後には、片岡城跡が残っています。

また、古くから農村として発展してきた本町は、五軒屋集落をはじめ各所に伝統的な白壁の蔵、大和棟の民家の残る集落が点在しています。

2.2 人口、高齢者数、障がい者の種別人数など

(1) 総人口・世帯数

- 人口は減少傾向となっています。
- 1世帯あたり人員は減少傾向にあります。

本町の人口は、2015年（平成27年）の国勢調査では22,054人となっています。また、世帯数の伸び率は人口の伸び率を上回っており、2015年（平成27年）には8,085世帯、1世帯当たりの人員は2.73人／世帯となっています。

表 2-1 上牧町の人口と世帯数

年次	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員（人 /世帯）
平成 7 年	23,811	7,203	3.31
平成 12 年	24,005	7,720	3.11
平成 17 年	24,953	8,309	3.00
平成 22 年	23,728	8,368	2.84
平成 27 年	22,054	8,085	2.73

資料：国勢調査

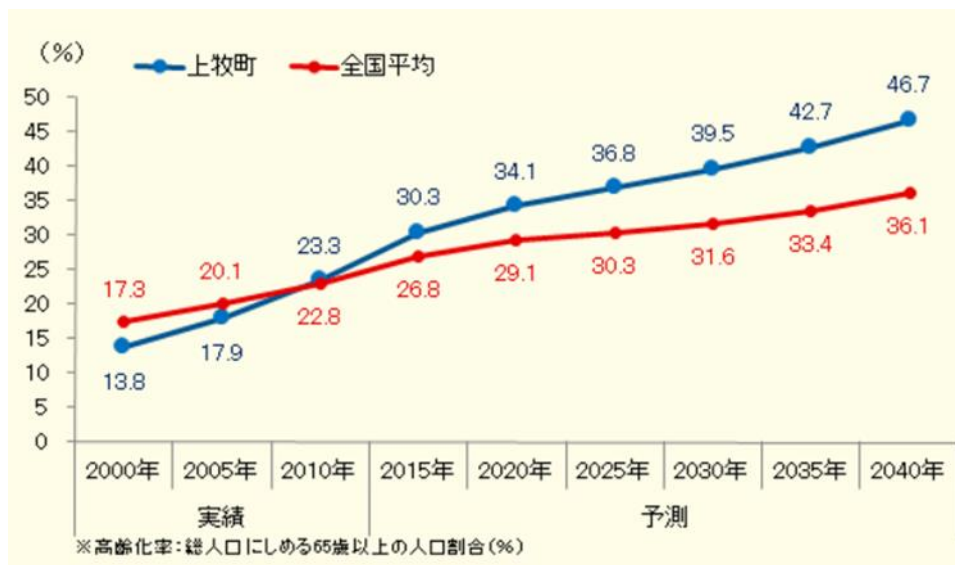


図 2-2 総務省 国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口、総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

(2) 人口構成

急速な少子高齢化が見られ、高齢化率（65歳以上人口比率）は県平均を上回っています。

2015年（平成27年）の老年人口（65歳以上）は7,136人で全体の33.3%となっており、1995年（平成7年）と比較すると22.6ポイント増加しています。一方、年少人口（15歳未満）では7.9ポイント減少しています。

区分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	総数	比率	総数	比率	総数	比率	総数	比率	総数	比率
総計	23,811	100.0%	24,005	100.0%	24,953	100.0%	23,728	100%	21,457 ※	100%
15歳未満	4,442	18.7 %	3,903	16.3%	3,852	15.5%	3,269	13.8%	2,317	10.8%
15～64歳	16,826	70.6%	16,782	69.9%	16,625	66.6%	14,913	62.9%	12,004	55.9%
65歳以上	2,543	10.7%	3,302	13.8%	4,471	17.9%	5,538	23.3%	7,136	33.3%

※年齢不詳 597

資料：国勢調査

(3) 人口ピラミッド

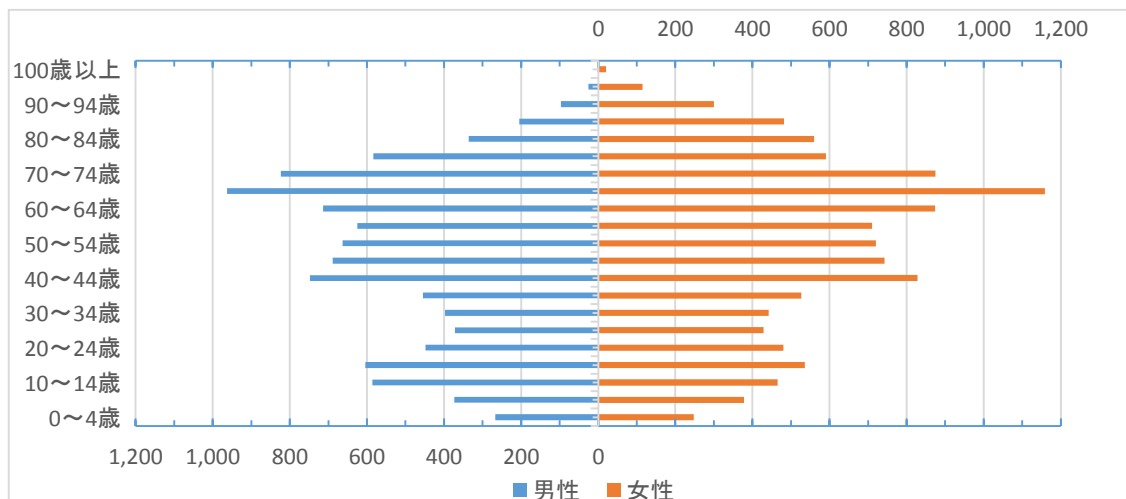


図 2-3 上牧町人口ピラミッド～年齢別(5歳階級)・男女別人口

資料：国勢調査（平成 27 年）

(4) 障がい者の状況

[身体障がい者手帳所持者数]

身体障がい者手帳所持者数は、2017 年(平成 29 年)12 月末日現在 1,130 人となっています。年齢では 65 歳以上が 888 人（78.6%）で最も多くなっています。

障がいの種類では、2017 年(平成 29 年)12 月末日現在、「肢体不自由」が 612 人(54.2%)で最も多く、次いで「内部障がい」が 316 人(28.0%)となっています。

	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語 咀嚼機能障 がい	肢体不自由	内部障がい	合計
18 歳未満	1	4	0	11	1	17
18～64 歳	14	16	5	126	64	225
65 歳以上	68	74	20	475	251	888
合計	83	94	25	612	316	1,130

2017 年（平成 29 年）12 月末日現在（人）

[療育手帳所持者数]

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、2017 年（平成 29 年）12 月末日現在の療育手帳所持者数は 169 人となっています。そのうち 18 歳未満が 57 人（33.7%）、18～64 歳が 103 人（60.9%）で、65 歳以上は 9 人（5.3%）となっています。

手帳の等級は「A 2（重度）」が 52 人(30.8%)で最も多く、次いで「B 2（軽度）」が 51 人(30.2%)となっています。

	等級				
	A 1 (再重度)	A 2 (重度)	B 1 (中度)	B 2 (軽度)	合計
18 歳未満	6	10	9	32	57
18～64 歳	27	38	20	18	103
65 歳以上	3	4	1	1	9
合計	36	52	30	51	169

2017 年（平成 29 年）12 月末日現在（人）

[精神障がい者保健福祉手帳所持者数]

2017 年(平成 29 年)12 月末日現在の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は 222 人で、「2 級」が 134 人(60.4%)で最も多くなっています。

年齢別では、18～64 歳が 166 人(74.8%)で最も多くなっています。

	等級			
	1 級	2 級	3 級	合計
18 歳未満	1	1	4	6
18～64 歳	21	111	34	166
65 歳以上	22	22	6	50
合計	44	134	44	222

2017 年（平成 29 年）12 月末日現在（人）

[自立支援医療受給者数]

受給者は 2017 年（平成 29 年）12 月末日現在、300 人となっています。

対象者数	300
------	-----

2017 年（平成 29 年）12 月末日現在（人）

(5) 出生数

出生数は 2015 年度(平成 27 年度)に 95 人まで減少しましたが、2017 年度（平成 29 年度）は 105 人となり、増加傾向にあります。

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
130	119	115	95	100	105

2018 年（平成 30 年）3 月末日現在（人）

2.3 上牧町が目指すまちづくりの方向性（総合計画等）

上牧町の最高規範として位置づけている上牧町まちづくり基本条例に基づき、2017 年(平成 29 年)3 月に策定した上牧町第 5 次総合計画において、町民・議会・行政がそれぞれの役割を自覚し協働によりまちづくりを進めることを目標とし、本町におけるまちづくりの具体的な将来ビジョンと将来都市構想が定められています。

(1) 将来の都市構造

本町のまちづくりの基本目標を実現するため、将来の都市構造を示します。将来の都市構造は、将来のまちの骨格を明らかにするため、他地域や都市拠点などを連絡し多数の人・モノ・情報が行き交う“軸”、生活や生産活動などの中心地で様々な都市機能が集積する“都市拠点”、そして土地利用の基本的な枠組みを示す“ゾーン”で構成します。

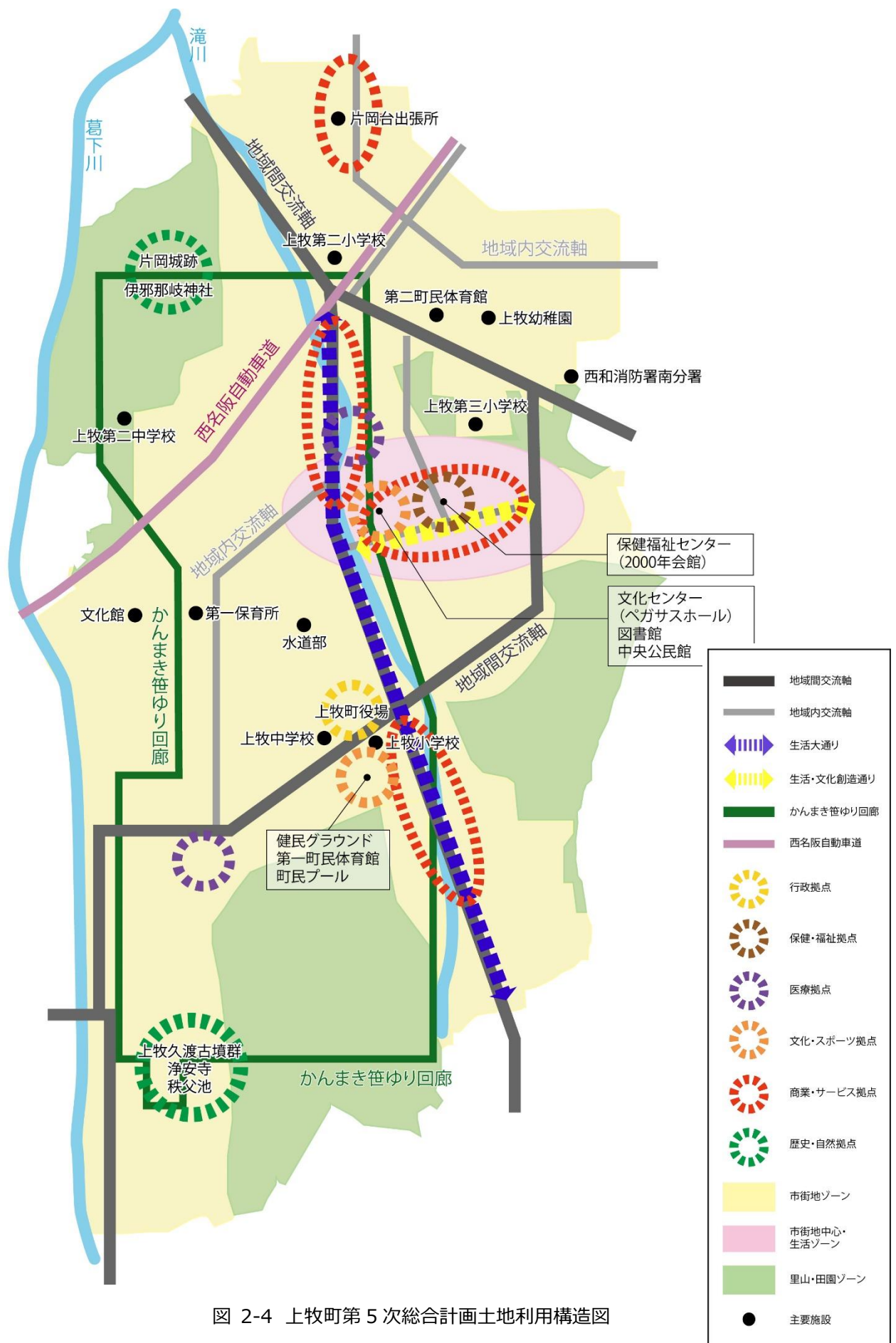


図 2-4 上牧町第 5 次総合計画土地利用構造図

2.4 公共交通

(1) 人の動き

- 本町の交通手段は自動車が多い状況です。
- 鉄道利用者はＪＲ王寺駅で乗り換える人が多い状況です。

本町の代表交通手段は、2010 年（平成 22 年）の第 5 回京阪神都市圏パーソントリップ調査によると、バスが 31.2%で最も多く、次いで自転車が 22.3%、自動車が 18.6%になっています。

(2) バス

- 上牧町には奈良交通バスと公共施設巡回バスが走っています。
- 路線バスにより最寄りの鉄道駅と結ばれています。

奈良交通バスは 660 両運行しているなかで、266 両のノンステップバスが導入されています。停留所は、片岡台 1 丁目、片岡台 3 丁目、桜ヶ丘 1 丁目、桜ヶ丘 2 丁目、桜ヶ丘 3 丁目、下牧南口、服部、上牧町文化センター、三軒屋、上牧町役場前、アピタ西大和、米山台、上牧出合、服部記念病院、葛城台があります。

奈良交通バスの路線は、町道下牧高田線を経由してＪＲ王寺駅と近鉄五位堂駅を結ぶ路線、服部記念病院とＪＲ王寺駅とを結ぶ路線、西大和ニュータウンとＪＲ王寺駅または近鉄大輪田駅とを結ぶ路線の 3 路線があります。

公共施設巡回バスは、上牧町が運行しているバスで、2008 年（平成 20 年）～2013 年（平成 25 年）までは 2000 年会館号を、2013 年（平成 25 年）10 月からはペガサス号とささゆり号の 2 台を運行しています。運行は、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く日で、4 ルート 6 便あり、運賃は無料です。主な停留所は上牧町役場や文化センター等の公共施設で病院・大型ショッピングセンターや自治会の公民館にも停まります。

(3) 主要道路網、交通量

- 主要道路の交通量は増加傾向にあります。

本町は、西名阪自動車道が通過し、隣接する香芝市の香芝インターチェンジを経由して、大阪市などと結ばれています。

一般道路は主要地方道桜井田原本王寺線、一般県道中筋出作川合線、上中下田線、町道下牧高田線が東西南北の骨格を形成しています。

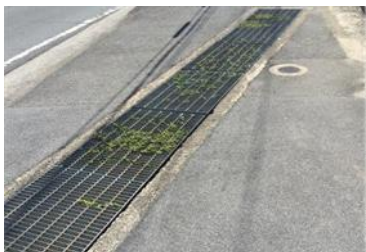
交通量は増加傾向にあり、2015 年度（平成 27 年度）道路交通センサスの平日 12 時間交通量は主要地方道桜井田原本王寺線で 4,713 台、一般県道中筋出作川合線で 9,445 台となっています。混雑度はいずれも 1.0 未満となっており、現状で本町の道路交通は円滑に走行しています。

2.5 障がい者の移動に関する課題

(1) バリア調査

上牧町役場を中心とした主要公共施設を結ぶ経路のバリア調査を行いました。この調査をもとに、特に整備が必要な危険箇所を見つけ、それをもとにアンケートを作成しています。

表 2-2 研究対象地域のバリア調査

課題	写真
・上牧町役場内 施設内に入ってから、エレベーターに続く点字ブロックがなく、目の不自由な方にとっては不便。床にはレンガ調床タイルが敷かれており、車いす利用時に振動が伝わりやすい等の問題がある。	
・上牧町役場前の歩道 縦断勾配が 9.8%と急な坂道となっており、勾配の基準値 5%を超えている。車いす利用者がこの坂道を自力で上り下りすることは危険である。	
・上牧小学校に続くスクールゾーン 歩道が狭く、通学路であるにもかかわらず、人がすれ違いにくい。縁石が盛り上がっているため、車いすは通行できない。	
・上牧小学校に続くスクールゾーン 左手に施設に繋がる道があり、歩道が大きく波打っている。そのため、歩行者が転倒したり、車いすが左に流される危険性がある。	
・県道 203 号線の歩道 歩道の真ん中に大きい排水溝があり、車いすのタイヤやヒール等がはまってしまう危険性がある。これに対する対策として、滑り止めが付いたピッチの細い排水溝に変えること等が考えられる。	

・県道 203 号線の歩道 施設の出入り口でない場所であっても、歩道が波打っており、特に車いす利用者や視覚障がい者のかたが通行しにくい造りとなっている。	
・奈良友誼会病院へ続く歩道 歩道に約 1m の車止めサンポールが二つ置かれており、目の不自由なかたが衝突する危険性がある。また、車いす利用者もサンポールを避けねばならず、スムーズに通行することができない。サンポールではなく、他の形で車の進入・駐車を禁止すべきである。	
・西大和リハビリテーション病院前の歩道 線上ブロックのすぐ側に電柱等の障がい物があり、特に線上ブロックを頼りに歩いている目の不自由なかたにとっては非常に危険。	
・滝川遊歩道の入口 遊歩道の入口は勾配となっており、車いす利用者の通行は困難である。歩道の端には深い溝があり、車いすのタイヤがはまったり、歩行者が足を踏み外す危険性がある。	
・2000 年会館前のスロープ 駐車場から施設の入口に続くスロープはカーブの多い迷路のような構造であり、勾配になっているため、車いす利用者が通行するには負担が大きい。	
・県道 253 号線の歩道 歩道上の勾配が非常に急な角度となっているので、車いす利用者の通行は不可能である。歩道と車道を隔てる柵が設置されているが、特に視覚障がい者のかたは急な勾配に足を取られ、転倒に繋がる危険性が高い。	

表 2-3 障がい種別の移動時の課題

種別	主な特徴	移動時の特徴的な課題
肢体不自由	上肢や下肢の切断、機能障がい、脳性マヒのかたがおられます。移動については杖、松葉杖、義足、自力走行、電動の車いすを使用されるかたがいます。 また、脳の損傷を受けたかたのなかには身体マヒや機能障がいに加え、言葉の不自由さや記憶力の低下、感情の不安定などを伴うかたもいます。 【主な特徴】 ・ 移動に制約のあるかたもいる ・ 文字の記入が困難なかたもいる ・ 体温調節が困難なかたもいる ・ 話すことが困難なかたもいる	■ 狭い歩道や、車道と歩道の段差、路面のデコボコ、きつい勾配等が車いすの自走や介助時に大きな障がいとなっています。 ■ 障がいの状況に応じたトイレの設備の充実が求められました。 ■ 自家用車等で移動をされているかたが多くおられました。そのため、駐車場や駐車スペースの充実が求められました。
視覚障がい	全く見えないかたと見えづらいかたがいます。また特定の色がわかりにくいのかたもいます。 【主な特徴】 ・ 一人で移動することが困難 ・ 白杖を使う際は地面のデコボコを読み取って移動している ・ 音声を中心に情報を得ている ・ 文字の読み書きが困難	■ 形状や色が基準に基づく、適切な視覚障がい者誘導用ブロックの設置が求められました。 ■ 音声や点字による案内の充実の要望がありました。 ■ 車止め、電柱、自転車といった歩道上の障がい物と衝突する危険性が指摘されました。 ■ 蓋のない側溝への転落の危険性が指摘されました。 ■ 歩道と民地・車道・横断歩道等の境界を明示してほしいとの意見がありました。
聴覚障がい	全く聞こえないかたと聞こえにくいかがいます。さらに、言語障がいを伴うかたとほとんど伴わないかたがいます。 【主な特徴】 ・ 外見から分かりにくい ・ 視覚を中心に情報を得ている ・ 声に出して話せても聞こえているとは限らない	■ 駅、バス、施設内等での文字による案内の要望がありました。 ■ 緊急時や非常時への対応を危惧する意見がありました。 ■ 聴覚障がいに対する理解の徹底や手話、筆談等のサービスの充実が求められていました。
知的障がい	発達時期において脳に何らかの障がいが生じたため、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさがあるかたです。肢体不自由を伴うかたもいます。 【主な特徴】 ・ 複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい ・ 人にたずねたり、自分の意見をいうのが苦手なかたもいる ・ 漢字の読み書きや計算が苦手なかたもいる ・ 一つの行動に執着したり、同じ質問をくりかえすかたもいる	■ ひらがな表記などわかりやすい案内が求められていました。 ■ 知的障がいへの理解や困ったときへの対応の充実が求められていました。
共通	■ 整備する際には当事者の意見を反映してほしいという要望がありました。	

参考：主な特徴：「公共サービス窓口における配慮マニュアル障害者に対する心の身だしなみ（障害者施策推進本部）」

3. 重点整備地区における基本方針

3.1 重点整備地区の設定

(1) 重点整備地区の要件

バリアフリー法の基本方針に定められている重点整備地区の要件の概要を以下に示します。

要件 1：生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行なわれている地区

原則として生活関連施設のうち、特定旅客施設又は特別特定建築物（官公庁施設、福祉施設等）に該当するものが概ね 3 以上あることが必要です。また、それらの施設が徒歩圏内に集積している地区としており、徒歩圏内の目安としては、概ね、400ha 未満となっています。

要件 2：生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区

高齢者、障がい者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況や、これらの将来の方向性のほか、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化事業が特に必要な地区であることが必要です。

要件 3：バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切な地区

都市機能として高齢者、障がい者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能等が掲げられています。各種バリアフリー化事業の重点的な実施が、このような様々な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であると認められる地区であることが求められています。

(2) 重点整備地区の選定

重点整備地区の要件や町内のまちづくりの状況を踏まえ、「上牧町役場周辺」を重点整備地区として選定します。

重点整備地区

「上牧町役場周辺」

要件① 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行なわれている地区

(選定理由)

○公共施設や商業施設が集積

上牧町役場周辺には、上牧小・中学校、病院・リハビリテーション、その他多くの商業施設が集積しており、来訪者も多いことが予想されます。

要件② 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区

(選定理由)

○住民意向

2015年（平成27年）11月に町民主体で実施されたアンケート調査において、道路のバリアフリー化や施設のバリアフリー化が望まれています。

○地区の課題

2016年（平成28年）10月7日、11月24日に町民主体で実施されたワークショップ、タウンウォッチングでは「道路・通学路の幅員が狭い」、「傾斜の大きい道路が多い」、「ひび割れが目立つ道路が多い」といった指摘がありました。

要件③ バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

(選定理由)

○中心市街地・生活ゾーンのまちづくり

上牧町役場周辺を、本町の中心地と位置づけ、新たな商業・サービス機能を有する大型店舗などの立地として推進を図るとともに、文化・福祉・健康増進・サービス福祉（複合的な商業、サービス、自然交流施設）などを適切に配置し、魅力やにぎわい、うるおいのあるゾーンの創造を図ることとしています。

3.2 重点整備地区の位置・区域およびその考え方

基本構想を策定するにあたり、重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路をそれぞれ設定する必要があります。

重点整備地区は、上牧町のバリアフリー化に関わる事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区であり、範囲の検討にあたっては、以下の事項を勘案しました。

考え方 1：公共施設等の生活関連施設を含む徒歩圏

バリアフリー法に定められている重点整備地区の要件の 1 つとして、「生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区である」ことが定められています。そのため、生活関連施設を含む徒歩圏として設定しました。

考え方 2：都市軸のエリアを含む

上牧町第 5 次総合計画では、行政、福祉、保健・医療、文化、商業、サービスなどの複合的な都市機能の集積を図るため、本町の中心地に位置する町道下牧高田線、都市計画道路米山新町線及び滝川の沿道一帯を「都市軸」に位置づけています（図 2 - 4 参照）。移動等の円滑化の促進に向けたバリアフリー化は、まちづくりと一体的に実施することが望まれることから、「都市軸」として設定されているエリアを包括した範囲を設定しました。（生活大通りの一部を除く）

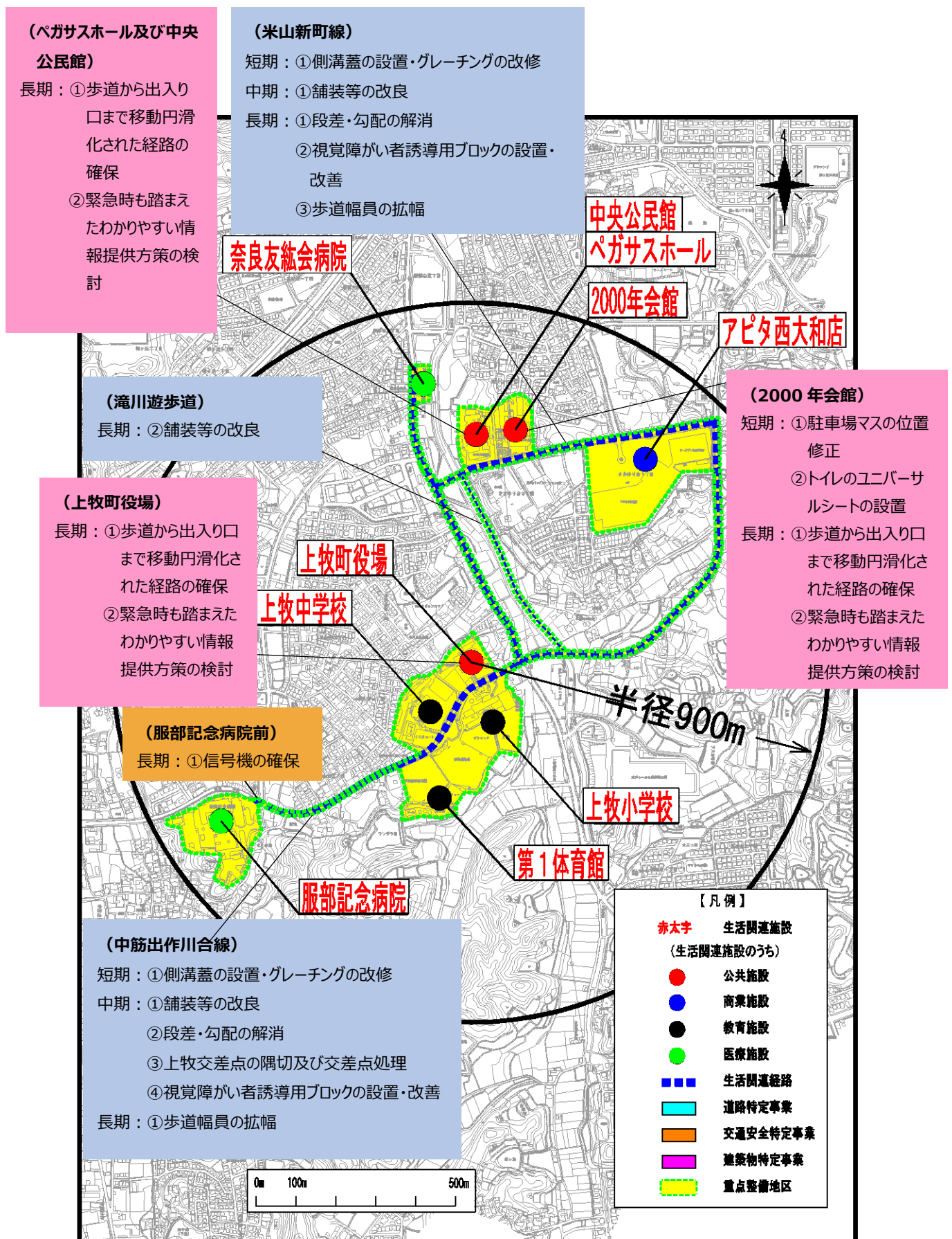


図 3-1 重点整備地区の範囲 (約 25.7ha)

3.3 地区の特性

(1) 地区内のバリアフリーに関する主な課題や問題点

1) 調査の実施

基本構想の検討への参加機会の創出と、意見を幅広く基本構想へ反映するために町民主体で各種調査が実施されました。

調査内容	目的	実施概要
アンケート調査	バリアフリー基本構想を進めるための課題を検討し、上牧町における住民のバリアフリー化ニーズを把握するため実施。	実施期間： 平成 27 年 11 月 20 日～ 平成 27 年 12 月 10 日 調査規模： 社会福祉協議会への配布・ポスティング、計 2496 部 結果： 589 部回収（回収率 23.6%）
ワークショップ	上牧町役場周辺にどのようなバリアがあるのか、障がい者、住民、高齢者等と共に意見交換しながら、詳細な意見を幅広く収集するために実施。	実施日： 平成 28 年 10 月 7 日 平成 28 年 11 月 24 日 場所： 2000 年会館 2 階会議室 方法：グループで意見交換 参加人数：47 名
タウンウォッチング	移動の円滑化を図っていく施設や経路を中心に現地点検を行い、具体的な整備検討のための基礎資料とするために実施。	実施日： 平成 28 年 10 月 7 日 平成 28 年 11 月 24 日 方法： 2 班に分かれて、役場周辺の経路を現地調査 参加人数：25 名

表 3-1 基本構想の検討に伴い町民主体で実施された調査一覧

2) アンケート調査の結果と地区内の主な課題や問題点

(1)個人属性

①性別

男性が 56%、女性が 43%で男女ほぼ均等であった。

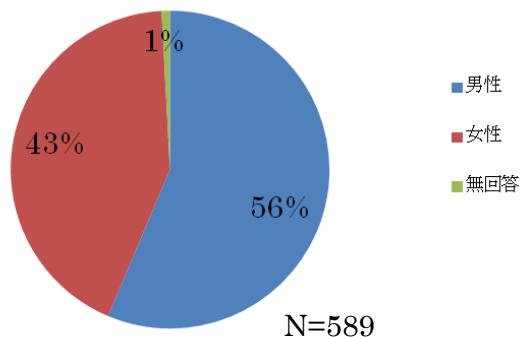


図 3-2 回答者の性別

②年齢

65 歳以上の高齢者が過半数を占めていることから、高齢者のバリアフリー化に対する意識が高いことが分かる。

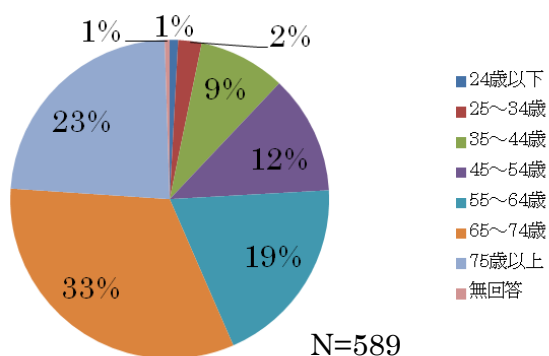


図 3-3 回答者の年齢

③移動困難の有無

移動困難なしと回答した人は 78%と多く、移動困難がある人のなかでは歩行に注意が必要と回答した人が 6%いた。

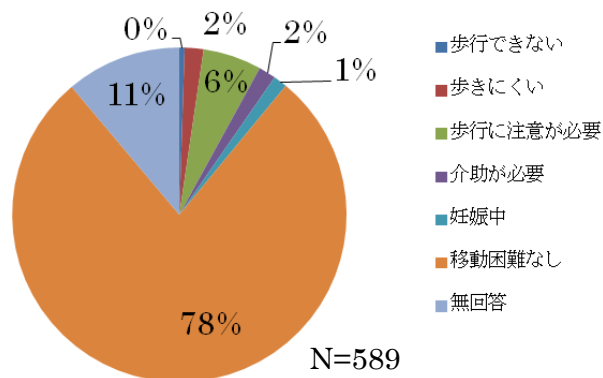


図 3-4 移動困難の有無

④障がい者手帳の有無

障がい者手帳を持っていると回答した人は 36 人で、6%であった。

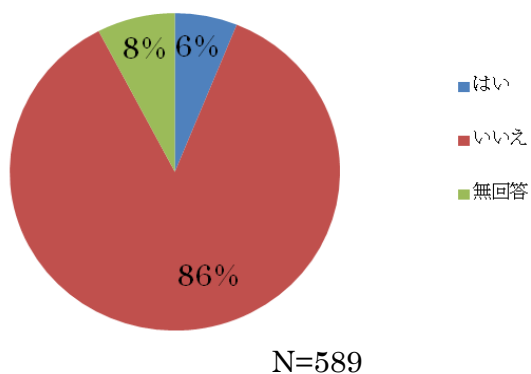


図 3-5 障がい者手帳の有無

⑤障がいの種類

肢体不自由な人が 44%で半分程度占めており、その他と答えた 42%の人のなかには精神障がいを持っている人や、酸素マスクが必要な人がいた。

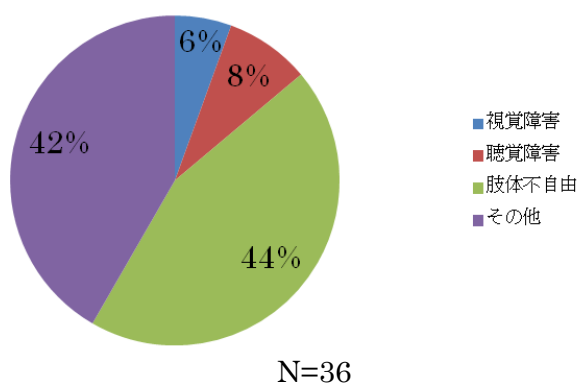


図 3-6 障がいの種類

⑥要介護認定

要介護認定を受けている人は全体のわずか 3%である。

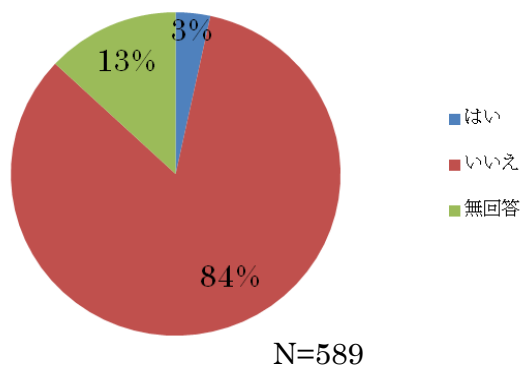


図 3-7 要介護認定

⑦区分認定

要支援 1 の人と要支援 2 の人が全体の約 67%で、要介護のなかでは要介護 2 と要介護 3 の人の割合が高い結果となった。

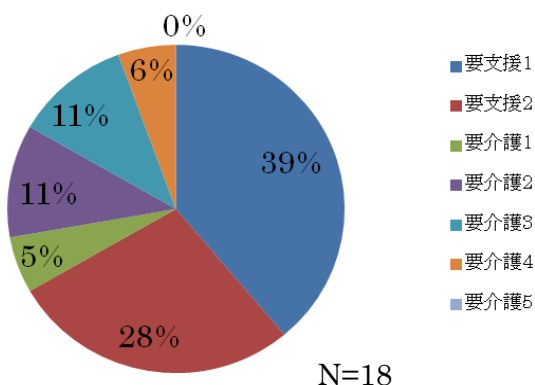


図 3-8 区分認定

(2)奈良交通バス

①利用頻度

ほとんど利用しない人が半分以上を占めており、利用する人のなかでは月 1～3 回の人 が 23%と一番多い結果となった。

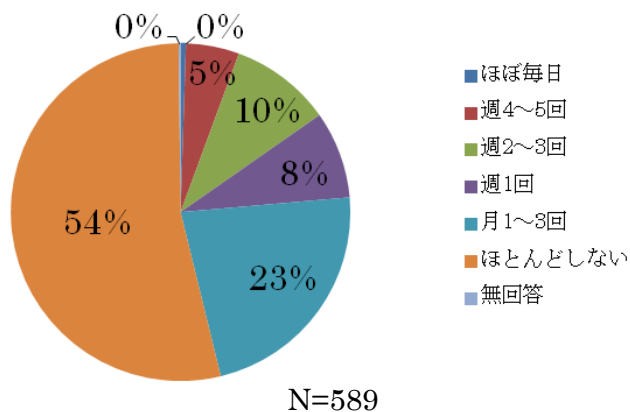


図 3-9 奈良交通バスの利用頻度

②改善してほしい項目

路線・本数・運賃を改善してほしいという意見が 25%と一番多く、具体的には「路線・本数を増やしてほしい」、 「運賃を安くしてほしい」という意見が多く挙がった。

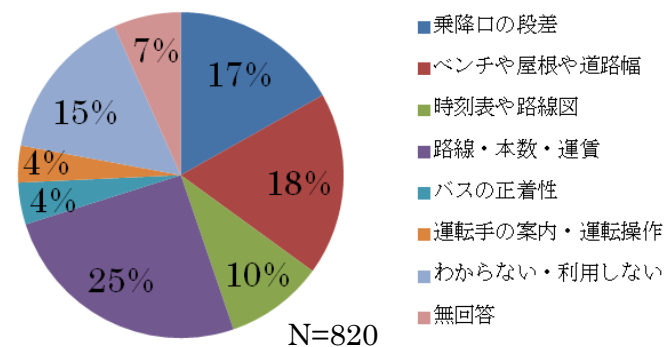


図 3-10 奈良交通バスにおいて改善してほしい項目

③バリアフリー状況

わからない・利用しないと回答した人以外では、どちらでもないと回答した人が 26%と一番多く、満足している人の割合は低い。

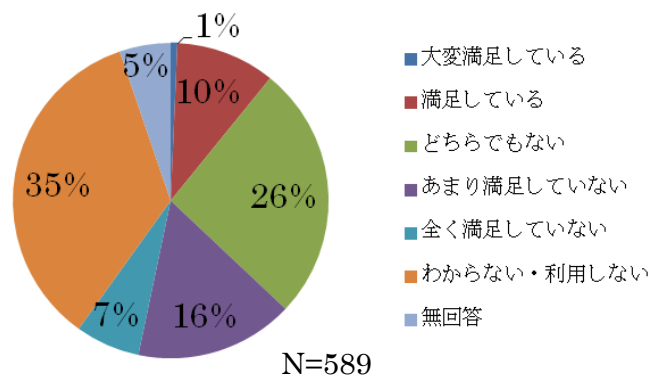


図 3-11 奈良交通バスのバリアフリーの状況

④バリアフリー化してほしいバス停

上牧町役場前のバス停と回答した人が最も多く、続いて住宅街である片岡台三丁目と回答した人の割合が高かった。また、文化センターや病院のバス停を挙げる人も多い。

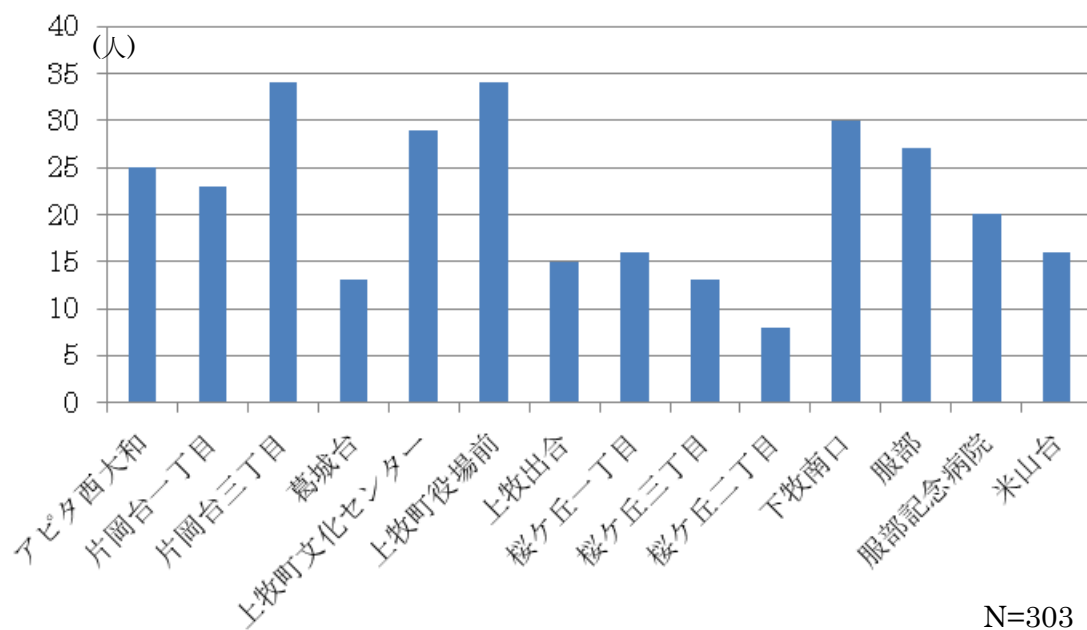


図 3-12 奈良交通バスにおいてバリアフリー化してほしいバス停

(3) 公共施設巡回バス

① 利用頻度

ほとんど利用しないと回答した人は 85%で、利用する人はほとんどいないという結果となった。

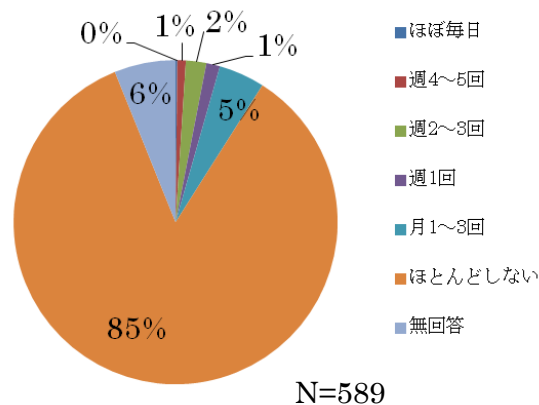


図 3-13 公共施設巡回バスの利用頻度

② 改善してほしい項目

わからない・利用しないと回答した人以外では、路線・本数・運賃や時刻表・路線図を挙げる人の割合が高くなった。

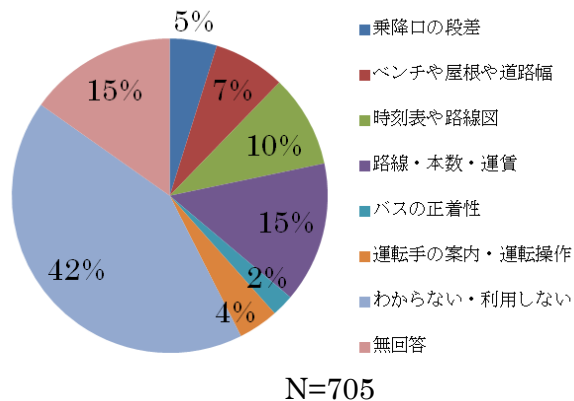


図 3-14 公共施設巡回バスにおいて改善してほしい項目

③ バリアフリー状況

わからない・利用しないと回答した人の割合は全体の 61%で、過半数に上った。

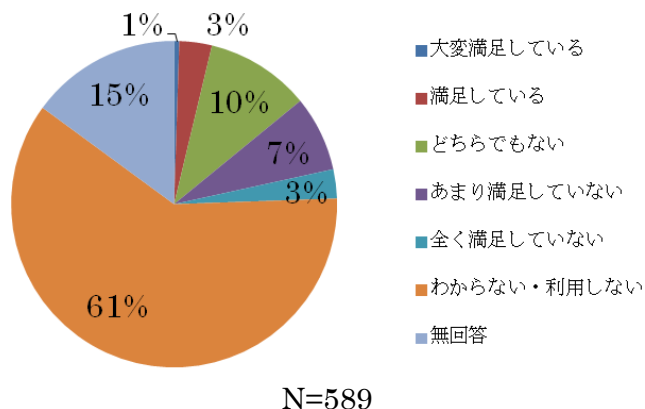


図 3-15 公共施設巡回バスのバリアフリー状況

④バリアフリー化してほしいバス停

アピタや上牧町役場、2000 年会館、病院のバス停と回答した人の割合が圧倒的に高い。

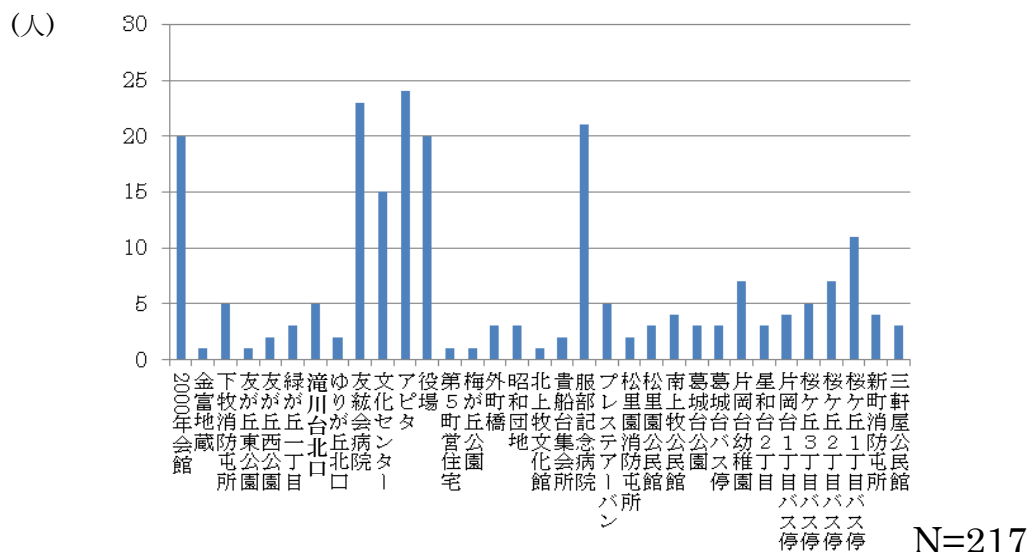


図 3-16 公共施設巡回バスにおいてバリアフリー化してほしいバス停

(4)施設

施設利用ランキングは表 3-2 に示す通りで、最も利用者数の多い施設は上牧町役場であり、続いて多いのは2000 年会館、アピタ西大和店という結果となった。

順位	施設名	利用者数(人)
1	上牧町役場	126
2	2000 年会館	85
3	アピタ西大和店	78
4	図書館	74
5	奈良友誼会病院	21
6	服部記念病院	19

表 3-2 施設利用ランキング

①上牧町役場

段差やトイレの改善を求める声が多く、自由記述では施設内の照明の暗さを指摘する声も挙がった。

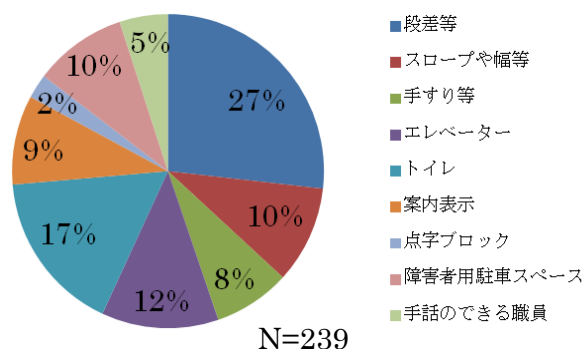


図 3-17 上牧町役場においてバリアフリー整備を進めてほしい項目

②2000 年会館

「段差をなくしてほしい」という意見が最も多く、案内表示やトイレの改善を求める声が多かった。まち歩きにおいても、図 3-18 から分かるようにスロープに続く誘導ブロックがないことや、車が停まっていると車いす専用駐車場であることが分からない等問題点が多く発見された。

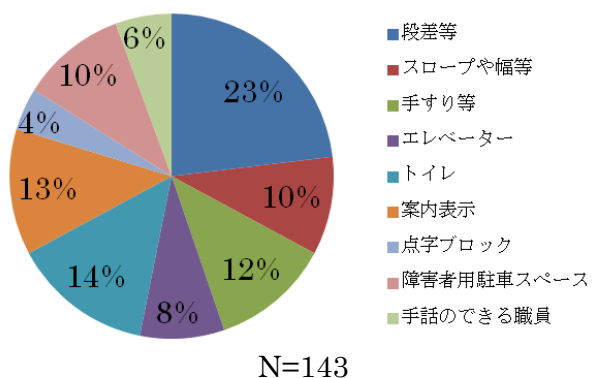


図 3-18 2000 年会館においてバリアフリー整備を進めてほしい項目



図 3-19 2000 年会館入口のスロープ

③上牧町立図書館

約 4 割の人が段差と回答し、続いてスロープや幅の改善を求める声が多く挙がった。まち歩きにおいても、図 3-21 から分かるように正面入り口には階段と車いす昇降機はあったが、スロープがないことが確認できた。

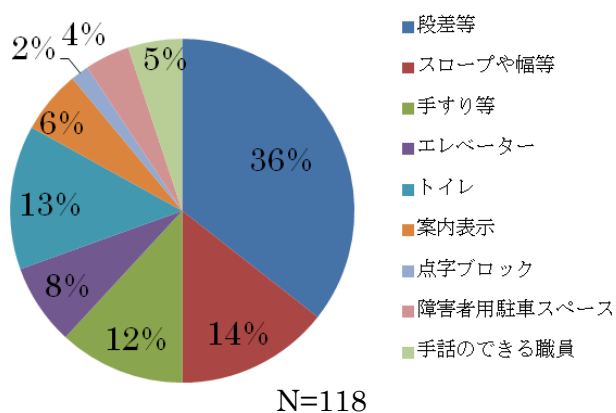


図 3-20 図書館においてバリアフリー整備を進めてほしい項目



図 3-21 図書館の入口

④アピタ西大和店

段差や案内表示と回答する人が多く、自由記述では駐車場の整備を求める人が多かった。

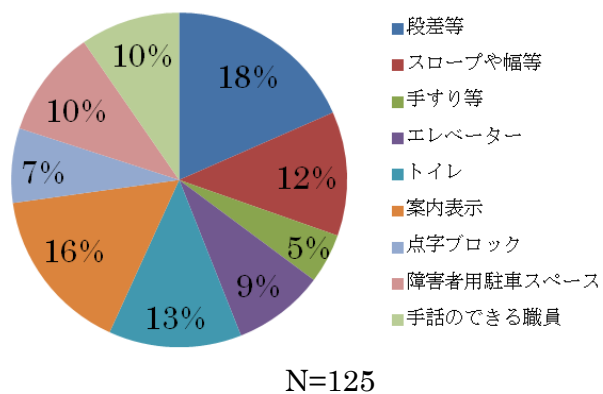


図 3-22 アピタ西大和店においてバリアフリー整備を進めてほしい項目

⑤奈良友誼会病院

段差等や障がい者用駐車スペースと回答する人が多かった。

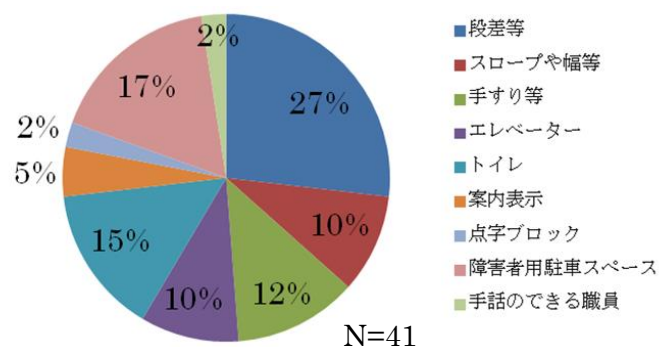


図 3-23 奈良友誼会病院においてバリアフリー整備を進めてほしい項目

⑥服部記念病院

障がい者用駐車スペースの設置・改善を求める声が多かった。

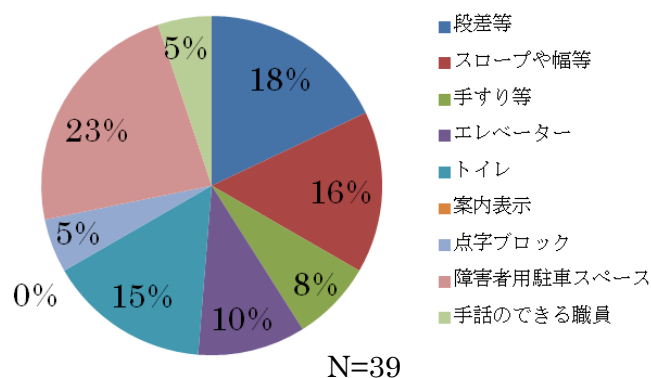


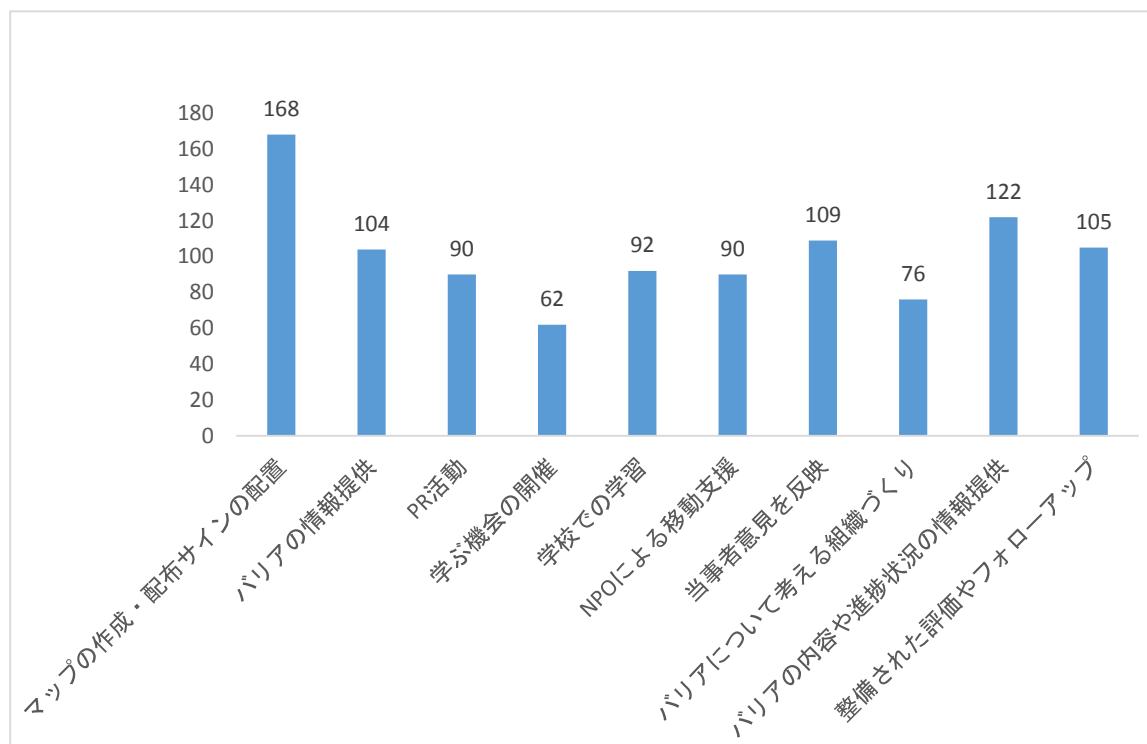
図 3-24 服部記念病院においてバリアフリー整備を進めてほしい項目

自由記述 N=420

- 施設内を明るくしてほしい(上牧町役場)
- 駐車場から施設までの道を階段ではなくエスカレーターにしてほしい(2000 年会館)
- 休憩できるような椅子を設置してほしい(アピタ)
- 車を乗り降りする際に濡れないように、入口に大きな屋根をつけてほしい(奈良友誼会病院・服部記念病院)

(5)「心のバリアフリー」の推進のために必要だと思う取り組み

マップの作成・配布サインの配置が必要だと回答した人が最も多く、続いてバリアの内容や進捗状況の情報提供や当事者意見の反映が必要だと回答した人が多いという結果となった。



N=420

図 3-25 「心のバリアフリー」の推進のために必要だと思う取り組み

(6)道路のバリアフリー

主要道路を結ぶ経路を 8 つに分別し、よく利用する経路とバリアフリー化を希望する経路を尋ねた。その結果は表 3-3 に示す通りで、経路 1 が最もバリアフリー化希望が多いことが分かった。

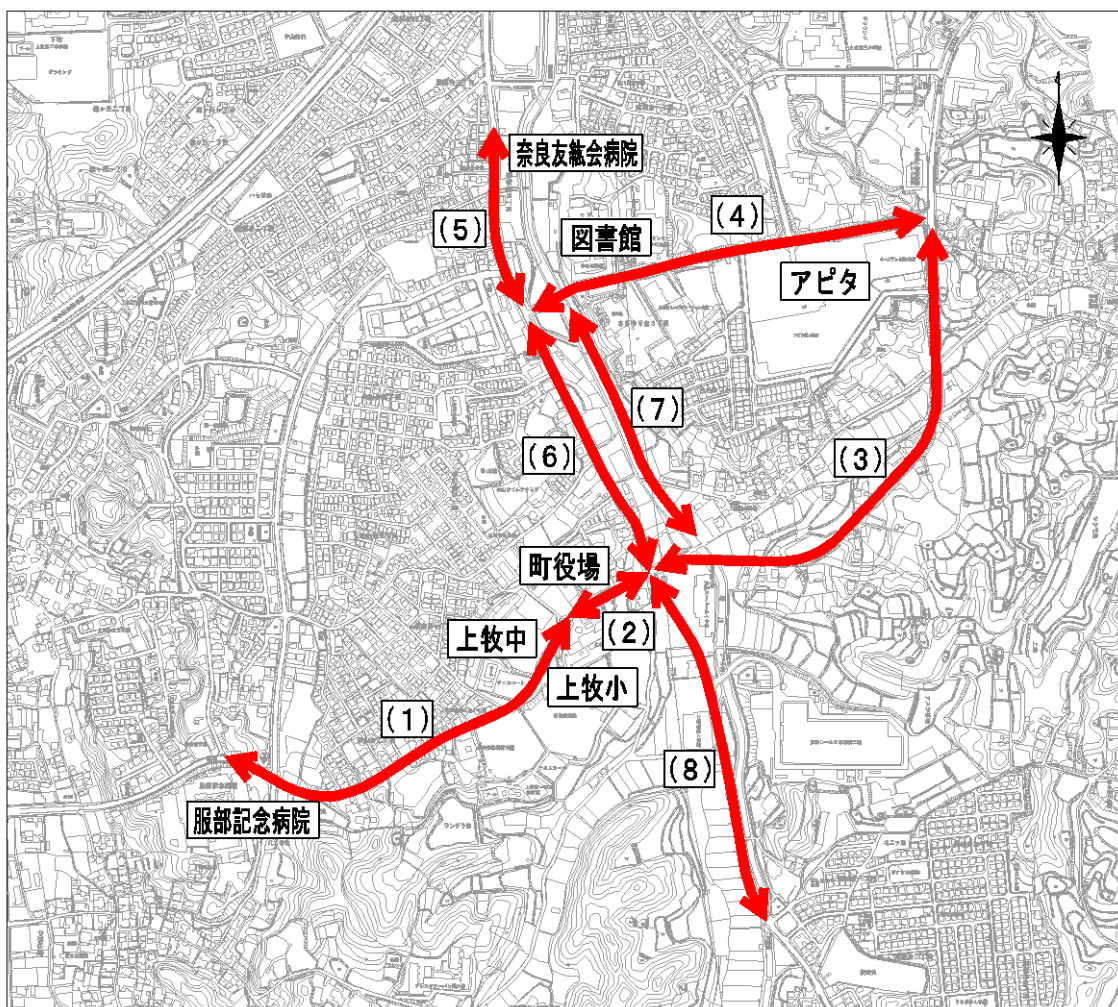


図 3-26 8 つに分別した主要施設を結ぶ経路

	よく利用する	バリアフリー希望
経路 1	109	76
経路 2	115	65
経路 3	141	41
経路 4	175	49
経路 5	170	59
経路 6	182	67
経路 7	84	37
経路 8	121	39

表 3-3 よく利用する経路とバリアフリー化を希望する経路

以下に経路 1 から 8 において多く挙げられた自由記述を示す。

①経路 1 においてバリアフリー化を希望する理由

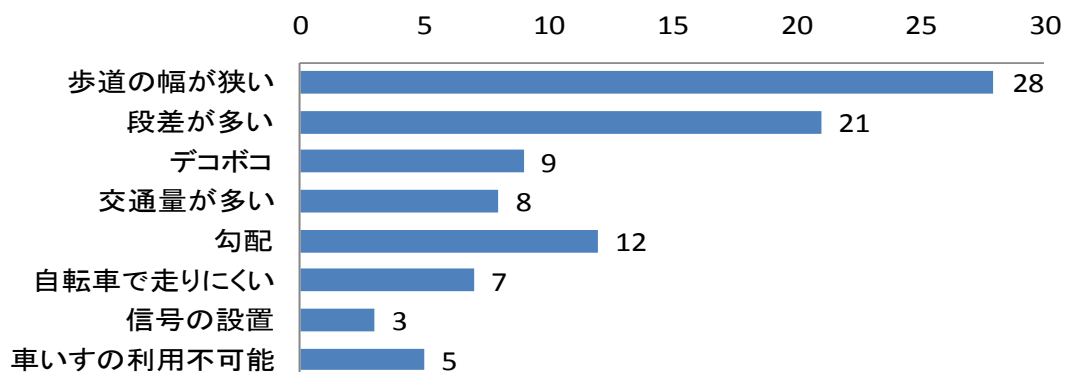


図 3-27 経路 1 においてバリアフリー化を希望する理由

②経路 2 においてバリアフリー化を希望する理由

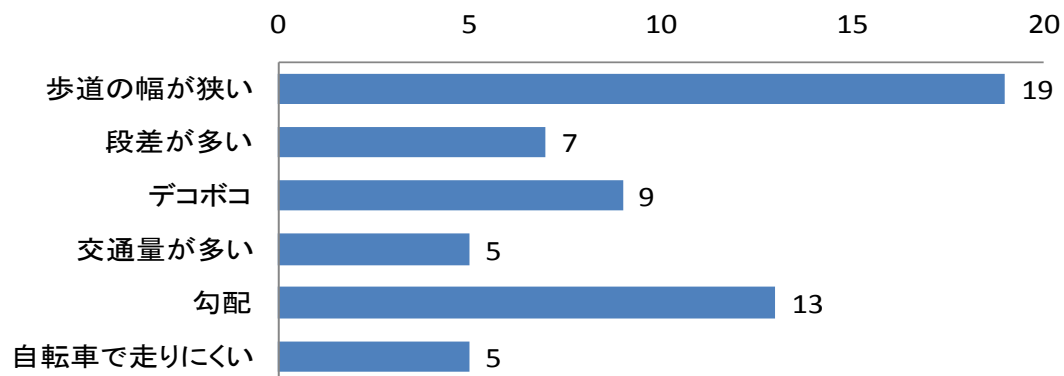


図 3-28 経路 2 においてバリアフリー化を希望する理由

③経路 3 においてバリアフリー化を希望する理由

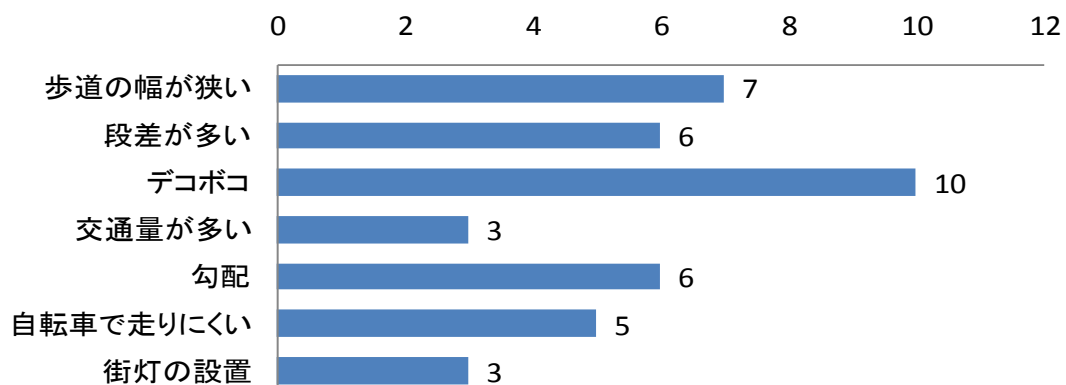


図 3-29 経路 3 においてバリアフリー化を希望する理由

④経路 4 においてバリアフリー化を希望する理由

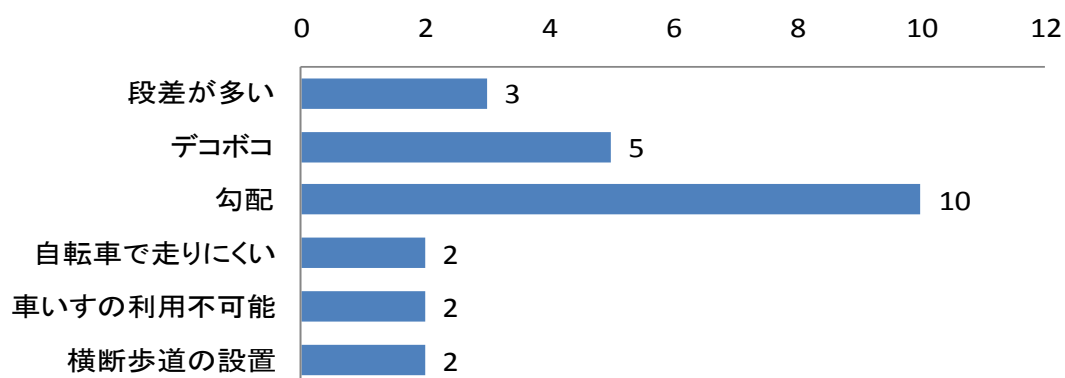


図 3-30 経路 4 においてバリアフリー化を希望する理由

⑤経路 5 においてバリアフリー化を希望する理由

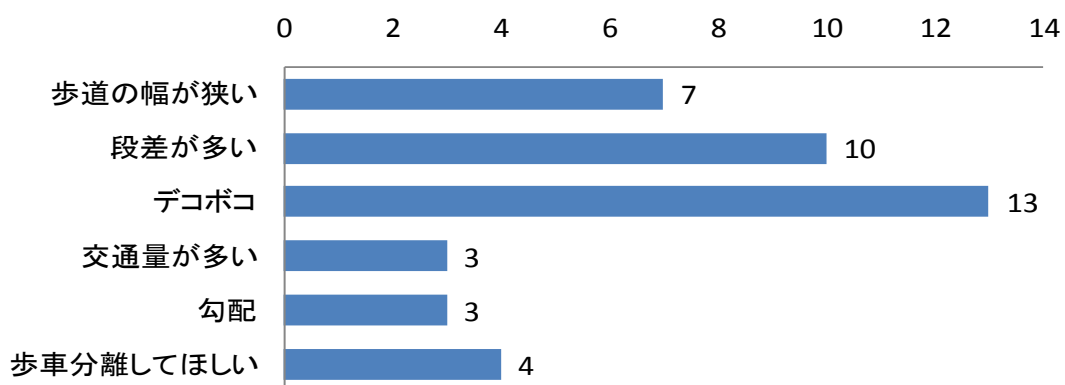


図 3-31 経路 5 においてバリアフリー化を希望する理由

⑥経路 6 においてバリアフリー化を希望する理由

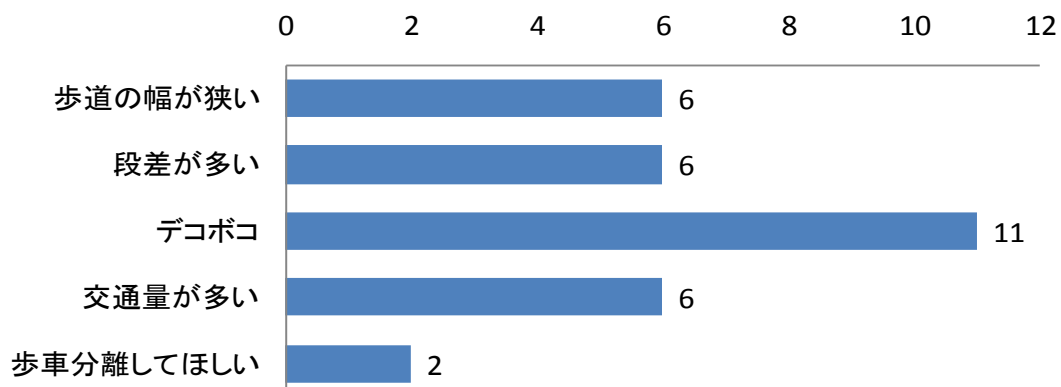


図 3-32 経路 6 においてバリアフリー化を希望する理由

⑦経路 7 においてバリアフリー化を希望する理由

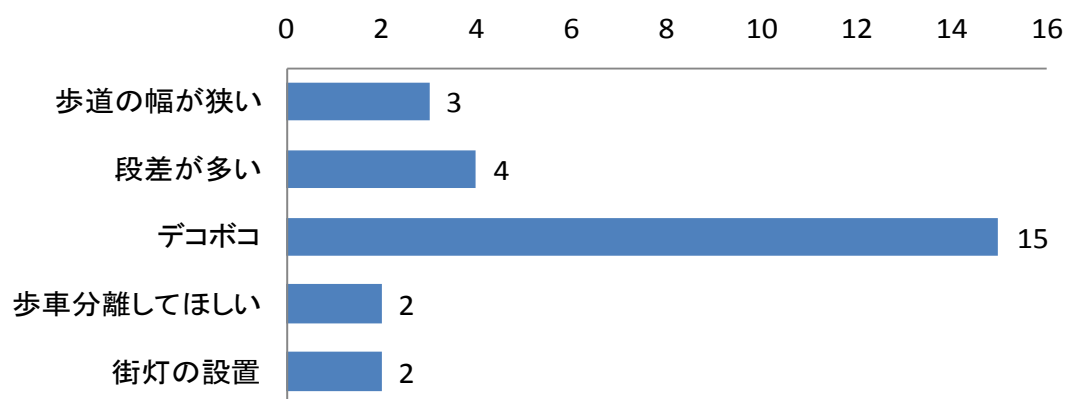


図 3-33 経路 7 においてバリアフリー化を希望する理由

⑧経路 8 においてバリアフリー化を希望する理由

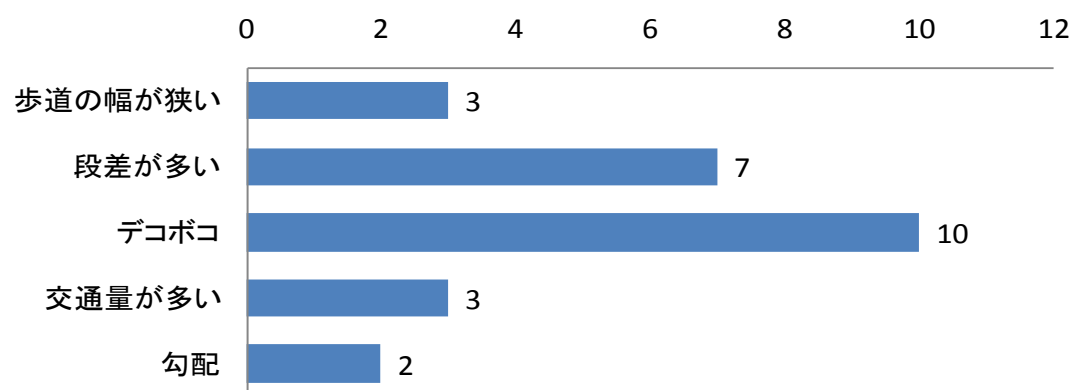


図 3-34 経路 8 においてバリアフリー化を希望する理由

その他の自由記述

- 高齢化が進み全体的にバリアフリー化が必要である
- お年寄りが歩きづらく見える
- 自転車に乗れなくなったので
- 電動車イスやカート利用の方を見かけるとこわい
- ウォーキングなどをよりやりやすくしてほしい
- 街灯の設置
- 幹線道路なので早急にすべき
- 横断歩道が少ない
- 小・中学校があるため危険も多いため

経路 1 から 8 において、最も多く挙げられた自由記述の写真を表 3-4 にまとめました。

表 3-4 経路 1 から 8 において最も多く挙げられた意見

経路 1	● 歩道の幅が狭い、段差あり 	経路 2	● 歩道の幅が狭い、段差あり 
経路 3	● デコボコ 	経路 4	● 勾配 
経路 5	● デコボコ 	経路 6	● デコボコ 
経路 7	● デコボコ 	経路 8	● デコボコ 

ワークショップ、タウンウォッチング（１班と２班）等から得られた上牧町の主な課題や問題点について、以下にまとめました。

The map shows a green route connecting 14 numbered points in the Fukuoka area. The route starts at point 1 near the Insurance Welfare Center (保険福祉センター), passes through points 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, and returns to point 1. Key landmarks labeled on the map include:

- 服部台三丁目 (Fukubutai San-chome)
- 服部公民館 (Fukubu Kōminkan)
- 公園 (Kōen - Park)
- 文化センター (ペガサスホール) (Bunka Senteru (Pegasus Hall))
- 中央公民館 (Chūō Kōminkan)
- 虹の湯 (Niji no Yu)
- ささゆり台三丁目 (Sasayuri-dai San-chome)
- 西大和リハビリテーション病院 (Seidaiwa Rehabilitation Hospital)
- 保険福祉センター (2000年会場) (Insurance Welfare Center (2000 Venue))
- 滝川児童公園 (Takikawa Jishō Kōen)
- 滝川台一丁目 (Takikawa-dai Ichime)
- 公園 (Kōen - Park)

タウンウォッチングで見つけた課題（2000 年会館）

【エレベーター】

- ・扉横のイスが邪魔。車椅子の通行の妨げに。
- ・非常時に、映像での連絡手段がほしい。（聴覚障がい者の方の意見）
- ・ドア前面がガラス貼りだと、非常時も安心。

【トイレ】

- ・トイレ扉の幅が 82cm で、車椅子では通行しづらい。（入口自体の幅は 98cm）
- ・扉の開閉の勢いが強い。

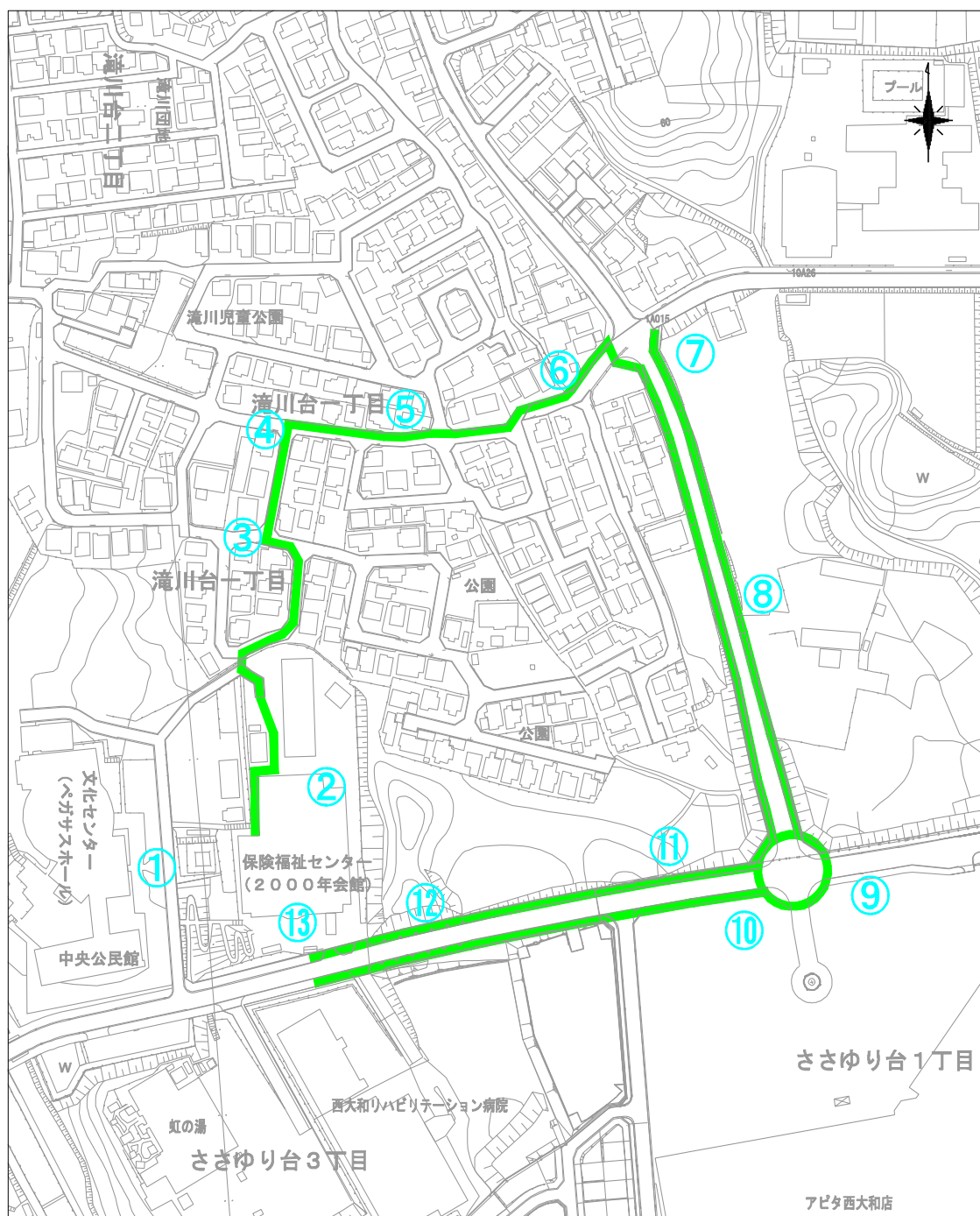
【玄関】

- ・玄関の展示ブロックの上にマットが敷かれている。

タウンウォッチングで見つけた課題等（1 班：第 1 回）	
①歩道に点字ブロックがあった形跡はあるのに、現在は ない。	②坂が長く、車道に向かって傾斜がある。
写真なし	写真なし
③車通りが多いが、進行方向先の坂に気をとられ、安全 確認を怠りそうな地点。	④段差が高く、車いすで乗り越えるには力が必要。
	
⑤駐車場の看板が邪魔をし、車いすの目線からでは車 道の様子が見えない。	⑥傾斜が縦・横方向にあり。信号待ちをするのも、曲が るのも難しい。
	

タウンウォッチングで見つけた課題等（1 班：第 1 回）	
⑦道幅は広い。	⑧花壇がこけており、通行の邪魔。また、側溝の幅が広くかつフタが無いため、車いすの車輪がはまらないか不安。
写真なし	写真なし
⑨駐車場の草が茂っており、車いすの目線からでは車が見えず危険。	⑩病院の前の段差が高い。舗装されておらずでこぼこなので、高齢者も利用しづらそう。
	
⑪バス停の高さが 20cm で、バスと高さが合わない。 （通常 15cm） バスが歩道に合わせて停車しないため、歩行者が何歩か踏み出す必要あり。	⑫傾斜が縦・横方向にあり。
	
⑬側溝の幅が広くかつフタが無いため、車いすの車輪がはまらないか不安。木が植えられているところでは歩道の幅が 113cm になり、車いすでの通行では不便。	⑭道がでこぼこしている。かつ、砂が多いため車いすの通行ではすべりやすい。
	

2016 10/7 第一回 2 班



タウンウォッチングで見つけた課題等（2班：第1回）

2000 年会館【出入口】

- ①2000 年会館出入口の一部が大きく開かないため、車椅子利用がしづらい。



2000 年会館【案内板】

- ②触地図前に看板があって使用不可。
点字ブロック上に敷きマットがあるため使用不可。トイレ、EV の場所が具体的にわからない。



- ③勾配、曲がる角度がきつい。

- ④側溝がはがれている蓋がない。



写真なし

- ⑤同じく、側溝がはがれている蓋がない。

- ⑥ 里道と道路が交差している。



タウンウォッチングで見つけた課題等（2 班：第 1 回）

⑦-1 路面がうねっている。
交通量が多い。



⑦-2 横断歩道のつなぎ目に段差がある。
溝に車椅子の車輪がはまりやすい。



⑧一度迂回しないと目的地にたどり着かない。
草や砂利が歩道にかかっているので歩行が困難。



⑨横断待ちのスペースが平坦でない。
車椅子での停止が困難。



⑩点字ブロックの引き方が統一されていない。
草が点字ブロックにかかっている。



⑪バス停の段差が低いため車椅子での乗車が困難



タウンウォッチングで見つけた課題等（2 班：第 1 回）

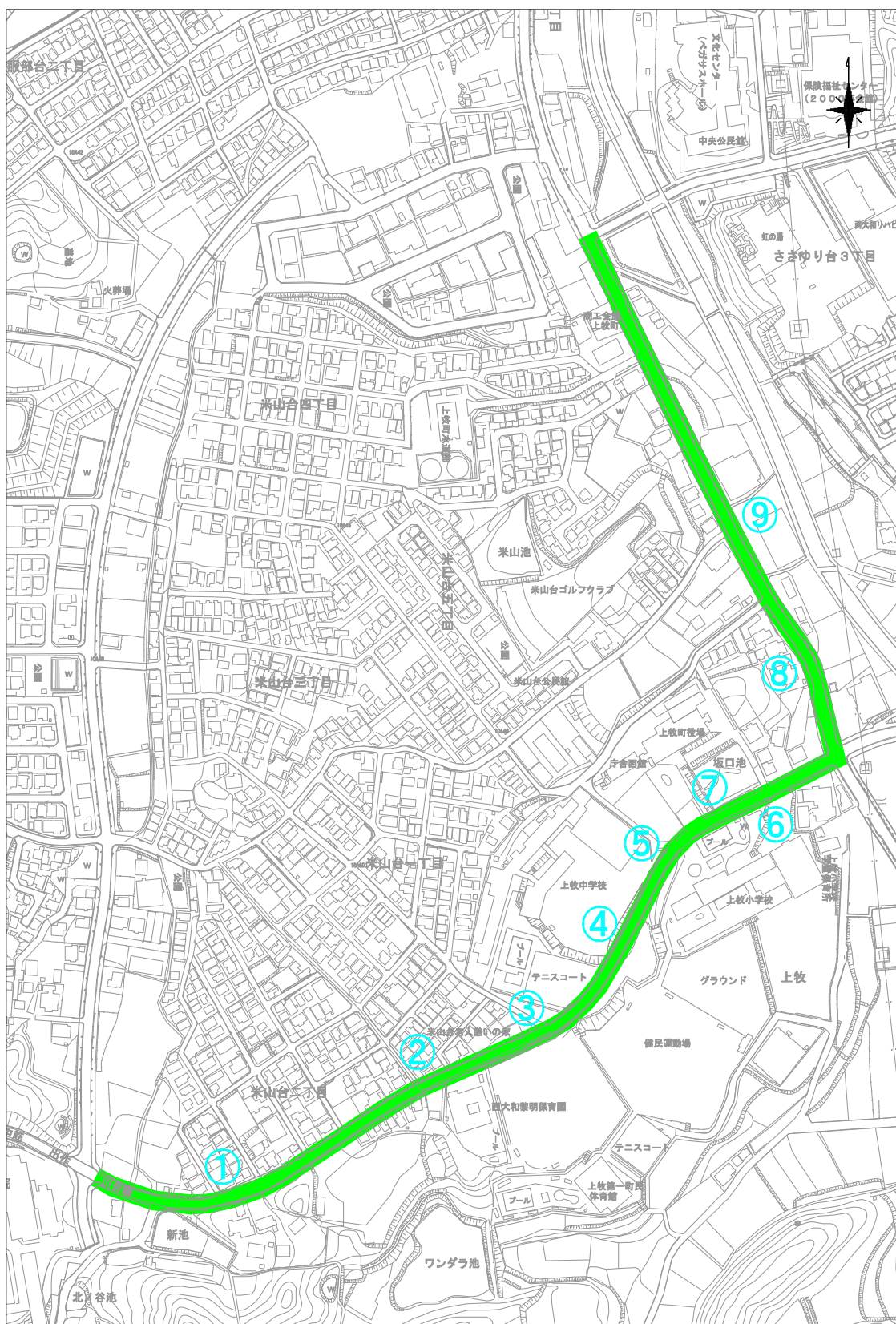
⑫横断歩道の距離が遠いため、乱横断になる可能性がある勾配がきつい。



⑬段差を砂が埋めている。傾斜が急。
駐車場のポールが 1 本収納できない。
スロープが急・狭・直角になっている。



2016 11/24 第二回 1 班



タウンウォッチングで見つけた課題等（1 班：第 2 回）

①この区間では基本的に勾配の数値が大きい、かつ歩道の幅が狭い。

最も狭いところでは 76cm。

勾配がなくても縁石が欠けているなど、歩きにくい箇所が多い。

歩道と車道の段差も大きい。

最大 12.5cm。



②ごみ収集所・消火栓

ごみ収集所と消火栓が歩道に出ている。

ただでさえ狭い歩道がさらに 狭くなっている。



③バス停

バス停に貼られている時刻表・運行系図の 位置が低く、見えづらい。



タウンウォッチングで見つけた課題等（1 班：第 2 回）

④植栽が茂っており、歩道が狭くなっている地点。

写真なし

⑤横断歩道があるものの 信号が設置されていないため、横断するのに不安が伴う。



⑥右折レーンがなく、役場に入る車が入りにくい、かつ出にくい。



⑦役場の方に向けた点字ブロックが無い。



⑧バス停停留所にゆるやかな傾斜あり。

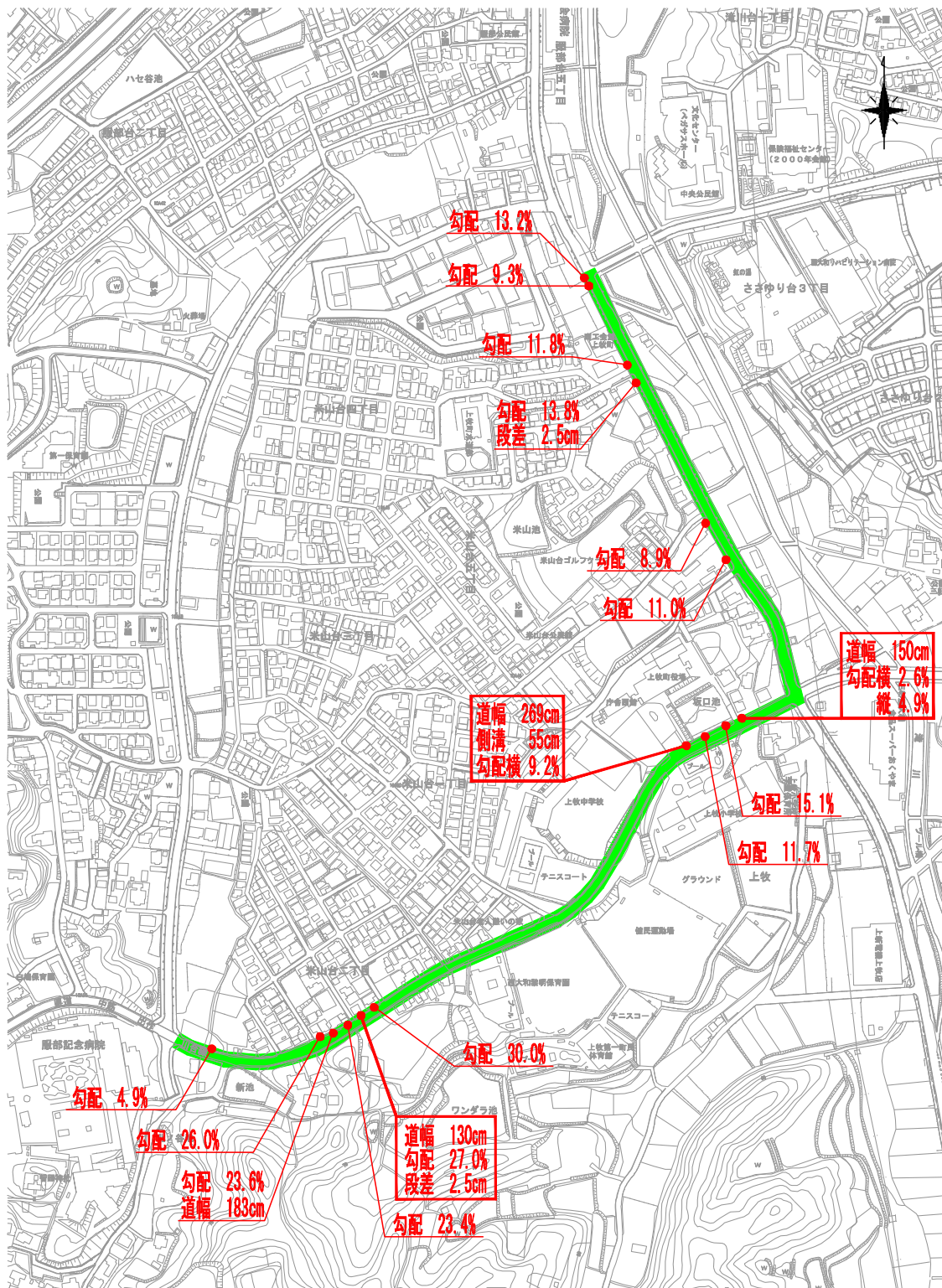


⑨文化センター付近の歩道に大きな鉄板があり、滑りやすい。

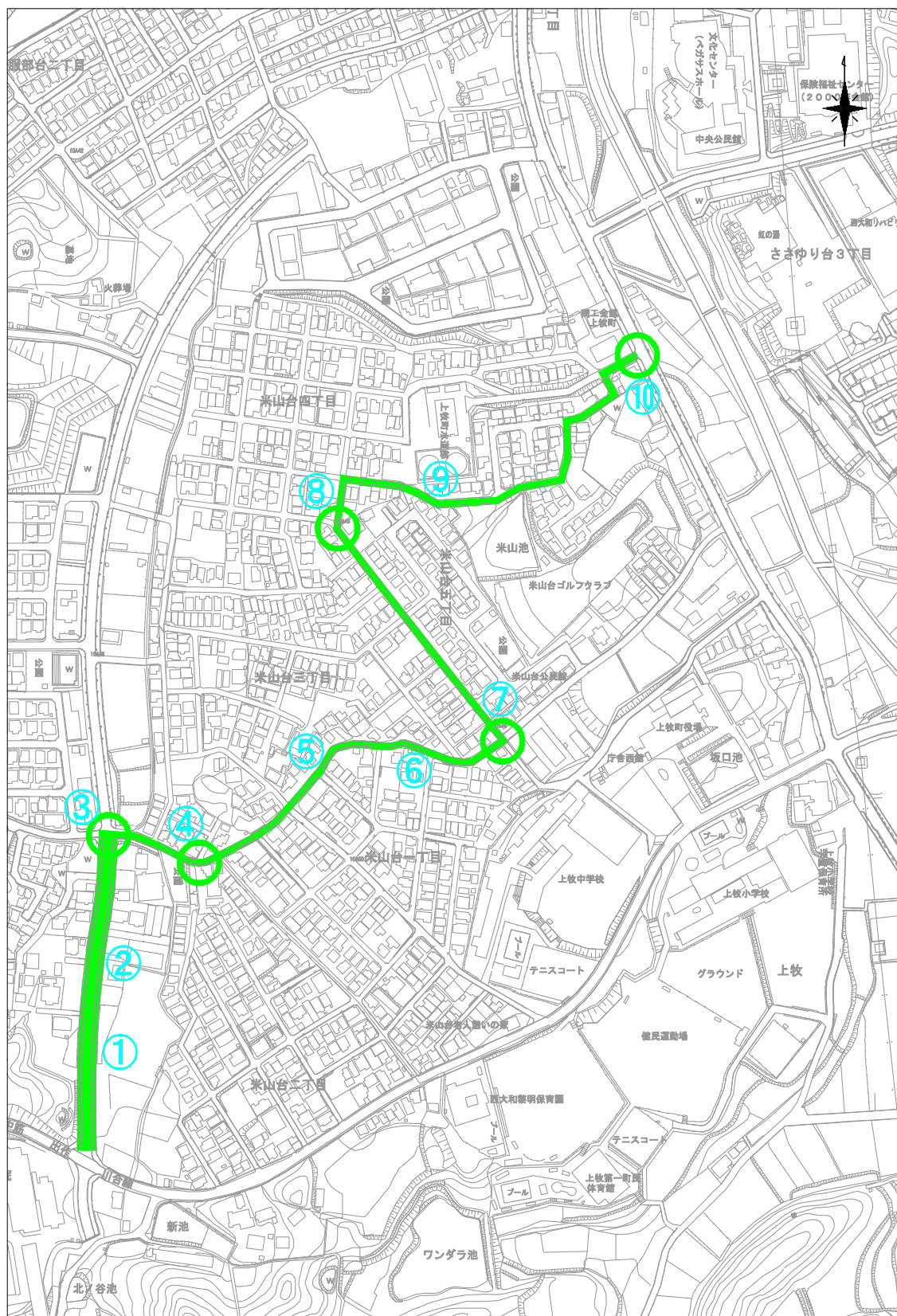


勾配記録地図

勾配のまとめ



2016 11/24 第二回 2 班 (参考)



タウンウォッチングで見つけた課題等（2 班：第 2 回）

①歩道がほとんど勾配になっており、フラットな部分が少ないため、車いす利用者には不便。



②草木が歩道の部分まではみ出している。



③交差点の歩道の舗装がはがれている。



④ゴミ置き場が狭く、ゴミを置くと歩道（通学路）を塞いでしまう。



⑤交通量が多いわりに、道路幅は車 1 台ほどであり、対抗するのは難しい。



⑥側溝にふたがされていない。



タウンウォッチングで見つけた課題等（2 班：第 2 回）

⑦勾配が非常に急な箇所がある。



⑧交差点の形状が悪く、見通しが悪いため、Y 字路マークがあった方がいい。



⑨見通しが非常に悪い。
道路に陥没している箇所が見られる。
事故多発の看板があるが、設置場所が適切でない。



⑩歩道に段差があり、危ない。



3.4 移動等の円滑化の基本的考え方

(1) 基本理念

誰もが幸せを感じられる ほほ笑みあふれるまちづくり
～安全・安心、快適な移動の確保を目指して～

上牧町に多くの人が集まり、すべての人が安全に安心して、快適に暮らせる活気のあるまち、互いに助け合う心配りのあるまちをつくるため、町民・事業者・行政が互いに協働して、ハード面とソフト面の取り組みをバランスよく推進していきます。

まちの整備の方向性（ハード面）

誰もが共に平等に、安全・安心・快適で自立した社会生活が送れ、まちの魅力が高まるようにバリアフリー化を推進します。特にバリアフリー法の趣旨に則り、移動に関わる車両、歩行空間、公園、建築物等についての整備を、重点的かつ一体的に行います。なお、整備にあたっては、平常時の昼間だけでなく、夜間や悪天候時も含め、また、災害時を含め様々な状況を考慮したきめ細やかなバリアフリーを検討します。

心のバリアフリーの方向性（ソフト面）

町民一人ひとりがバリアフリーについての理解を深め、互いに助け合う心配りのあるまち、来訪へのおもてなし精神あふれるまちを実現するため、啓発、教育、人的支援等の取り組みを継続的行います。

進め方（実施体制）

協働のまちづくりを推進するため、町民・事業者・行政が互いに協働しながら、横断的な連携を十分に図りつつ、バリアフリーを推進していきます。

(2) 基本方針

方針 1：生活関連施設等のユニバーサルデザイン化

生活関連施設等において年齢、性別、障がいの有無に関わらず、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設づくりに取り組みます。

方針 2：安全・安心、快適に移動できる空間の確保

誰もが安全に安心して歩くことができる歩行者の移動の安全性向上のため、歩道の改修、信号や視覚障がい者誘導用ブロックの整備に取り組みます。歩道の未整備区間については、道路幅員や周辺環境を考慮し、歩車共存の道路空間づくりを進めます。

方針 3：心のバリアフリー推進のまちづくり

どんなにハード整備が進んでも、利用者の配慮の有無で、十分に活用されないこともあります。町民一人ひとりが互いに尊重し、譲り合い、助け合う心を育て、バリアフリーのまちづくりを目指します。

方針 4：障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供

障がいのある人に対して、正当な理由もなく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することなどの不当な差別的取り扱いをなくし、社会のなかにあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意見が伝えられたときに負担が重すぎない範囲で対応する合理的配慮の提供に努めます。

(3) 整備の方針

方針 1：生活関連施設等のユニバーサルデザイン化

【全体】

- ・段差の改善
- ・歩道と出入口の連続性の確保
- ・トイレの利便性の向上
- ・案内・情報提供の充実
- ・非常時の情報提供の検討

方針 2：安全・安心、快適に移動できる空間の確保

【道路】

- ・溝蓋の改修
- ・舗装不良箇所の修繕
- ・ポールや電柱等の見直し
- ・歩行者と自動車の共存方針の検討
- ・夜間、悪天候時にも配慮したきめ細やかな整備

【歩道】

- ・視覚障がい者誘導用ブロックの新設、改修
- ・デコボコや段差のある歩道の改修
- ・歩きやすさや雨天時を考慮した路面舗装への改修

【交通施設】

- ・安全に横断できる交差点への改良

方針 3：心のバリアフリー推進のまちづくり

- ・バリアフリーに関連した啓発活動（自転車、車いす用駐車スペースの利用マナー）
- ・バリアフリー教育の推進（学校教育でのバリアフリー学習メニューの導入等）
- ・町民と行政の協働による心のバリアフリーの普及・啓発
- ・町民、事業者、行政が協働するしくみづくり
- ・バリアフリー整備の内容や進捗状況の情報提供を検討
- ・整備に対する評価やそのフォローアップを検討（当事者の意見を反映するしくみ）

方針 4：障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供

- ・障がい者及びその家族、その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、西和 7 町の委託による「生活支援センターななつぼし」の専門員による支援。
- ・障がいに応じた多様なコミュニケーション手段に対応できるように心がける。
- ・障がいを理由とする差別の解消を図るため、職員等に対し、必要な研修・啓発の実施

4. 生活関連施設・生活関連経路の設定

4.1 生活関連施設

(1) 生活関連施設の考え方

〈生活関連施設〉

バリアフリー法では、「高齢者、障害者等が日常生活または、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、その他の施設」を対象としています。

(バリアフリー法第2条 第1項 第21号イ)

***特定事業の実施は義務づけられていません。**

考え方 1：常に多数の人が利用する施設

旅客施設、官公庁、文化施設等は高齢者や障がい者等のほか、妊産婦や乳幼児連れなど様々な人が利用する用途の施設であり、生活関連施設としての優先度は高いです。また、公共施設を率先的に位置づけることにより、民間事業者や住民の意識啓発を行うなど、地域の移動円滑化を牽引することが重要です。

なお、アンケート調査等により、利用頻度の高い施設を調査したため、選定にあたってはその結果を活用しました。

考え方 2：高齢者、障がい者等が常時利用する施設

高齢者、障がい者が多く利用する福祉施設等は、生活関連施設としての優先度が高いです。

考え方 3：緊急時の避難を考慮した施設

指定避難所、グラウンドが指定緊急避難場所に指定されている施設を生活関連施設とし、平常時だけでなく、緊急時の移動の円滑化にも配慮します。また、町民からも利用頻度が高いとの指摘があった病院については、救急告示病院を対象としました。

(2) 生活関連施設の選定

生活関連施設として選定した施設と考え方を示します。

分類	生活関連施設	選定理由
公共施設	上牧町役場、2000 年会館、ペガサスホール、中央公民館、上牧第一町民体育館	不特定多数の町民や来訪者が日常的に利用します。また、指定避難所となっている施設もあります。
学校	上牧小学校、上牧中学校	グラウンドが指定緊急避難場所に指定されています。
商業施設	アピタ西大和店	多くの町民が利用する施設です。
病院	奈良友誼会病院、服部記念病院	病院を利用する町民が多く、救急告示病院に指定されています。

4.2 生活関連経路

(1) 生活関連経路の考え方

バリアフリー法では、生活関連施設相互間の経路を「生活関連経路」として定義しています。経路の検討にあたっては、以下の事項を勘案しました。

考え方 1：より多くの人が利用する経路を選定

生活関連施設は、生活関連施設に訪れる人などの利用頻度が高い経路や町民が多く利用する経路を優先的に選定します。

考え方 2：歩行者空間のネットワークを確保

地区内の回遊性などに配慮し、重点整備地区内の歩行空間のネットワークが確保されるように配慮します。

考え方 3：将来的なまちづくりを踏まえた経路を設定

地区内には、早期の歩道設置や歩道拡幅といった整備が困難な経路が多くあります。しかし、経路の道路機能・役割を考慮し、将来的なまちづくり計画などの機会を捉えて整備を検討することが必要な路線についても、経路として設定します。

考え方 4：暫定措置として、安全に移動できる経路を確保

町民の要望が高い経路のなかには、早期の抜本的な改善が困難な経路、都市計画路として事業が予定されている経路等があります。これらの経路については中長期的な対応を行うだけでなく、暫定的な措置として短期的に実施可能な措置を行い、安全に移動できる経路を極力確保するよう努めます。

(2) 生活関連経路の選定

生活関連経路として選定した経路を示します。

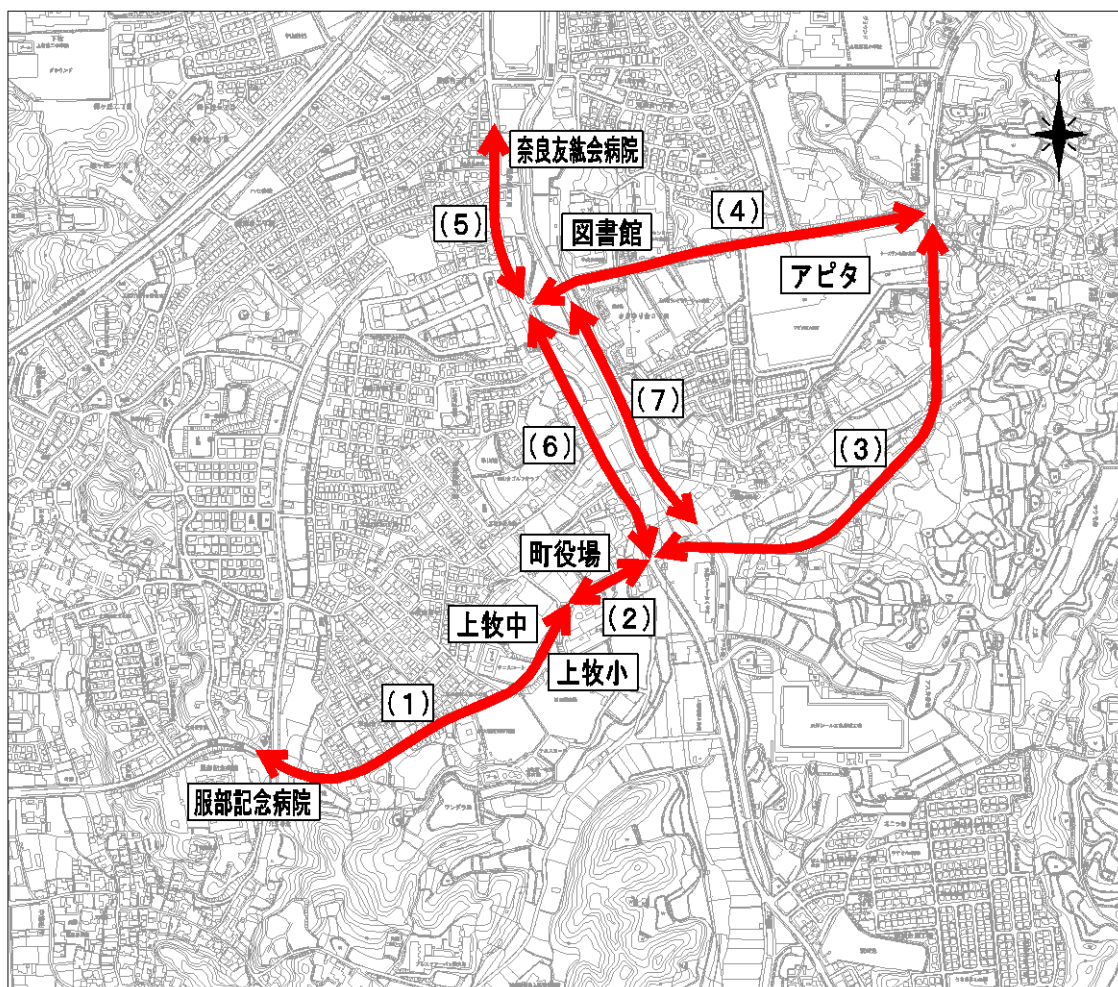


図 4-1 7 つに分別した主要施設を結ぶ経路

5. 実施すべき特定事業

5.1 実施すべき特定事業等の考え方

上牧町役場周辺地区において実施すべき特定事業について、バリアフリー法等に基づく考え方を以下に示します。

ハード面の取り組み

（特定事業）

バリアフリー法に基づき、基本構想における生活関連施設、生活関連経路、車両のバリアフリー化を具体化するものです。

○公共交通特定事業

公共交通(バス・タクシー)に関連するバリアフリー設備や、車両のバリアフリー化

○道路特定事業

バリアフリー化のための施設(歩道等)の設置や、道路構造の改良(歩道の拡幅、路面構造の改善等)

○交通安全特定事業

バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置

○建築物特定事業

バリアフリー化のために必要な建築物特定施設(出入口、エレベーター、トイレ等)の整備

（その他の事業）

生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化事業のうち、特定事業以外の事業です。

○案内サイン、その他

ソフト面の取り組み

すべての人にとっての移動等円滑化を実現するためには、施設のハード整備だけでなく、ソフト面での展開が必要です。バリアフリー化の重要性や移動弱者への理解を深め実際の行動につなげる「心のバリアフリー」を推進していきます。

○合理的配慮の提供

○バリアフリー情報の提供

○広報・啓発

○迷惑自転車対策

○駐車場の利用マナーの向上

○教育

○当事者の意見を反映するしくみ

○わかりやすい案内の充実

町民による取り組み

本特定事業では、行政、事業者だけでなく、町民も主体となり、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現に向けた取り組みを実施します。

○広報・啓発

○バリアフリー教育の実施・受講

○清掃・維持管理活動

○自転車・車利用のマナーの向上

○移動困難者等への支援活動

①ハード面の取り組み 特定事業の概要

- 基本構想における生活関連施設、生活関連経路、車両のバリアフリー化を具体化するものです。
- 基本構想に特定事業を定めた場合、その特定事業を実施すべき者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。
- 特定事業の種類は、以下に示すものがあります。
公共交通特定事業・道路特定事業・都市公園特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業
- 特定事業は、交通安全特定事業を除き、基準適合義務が課せられませんが、できる限り移動円滑化基準に適合するように実施します。
- 例えば、建築物の一部を改修する場合など、施設全体で移動円滑化基準にすべて適合できない場合もあります。したがって、必ずしも移動円滑化基準にすべて適合しないバリアフリー化などの事業内容であっても、特定事業として積極的に位置付け、段階的なバリアフリー化を目指していきます。

②その他の事業の概要

- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化事業のうち、特定事業に該当しないものを記載します。
- サインによる情報提供の充実といった、わかりやすいサインの整備、点字、音声案内の充実もその他の事業に含まれます。

③ソフト面の取り組みの概要

- 生活空間のバリアフリー化や情報提供支援状況など、環境の整備状況により、合理的配慮の内容は異なるため、個々の場面において個々の障がい者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備に努めることとします。
- すべての人にとっての移動円滑化を実現するためには、施設のハード整備だけでなく、ソフト面での施策展開が必要です。
- バリアフリー化の重要性や移動弱者への理解を深め、実際の行動につなげる「心のバリアフリー」を推進していきます。

④町民による取り組みの概要

- 町民も主体となり、ソフト面施策を推進していきます。特に「心のバリアフリー」について、町民への普及・啓発を推進していきます。
- 住民ができる道路等ハードの維持管理や清掃活動などにより、移動円滑化の推進に寄与します。

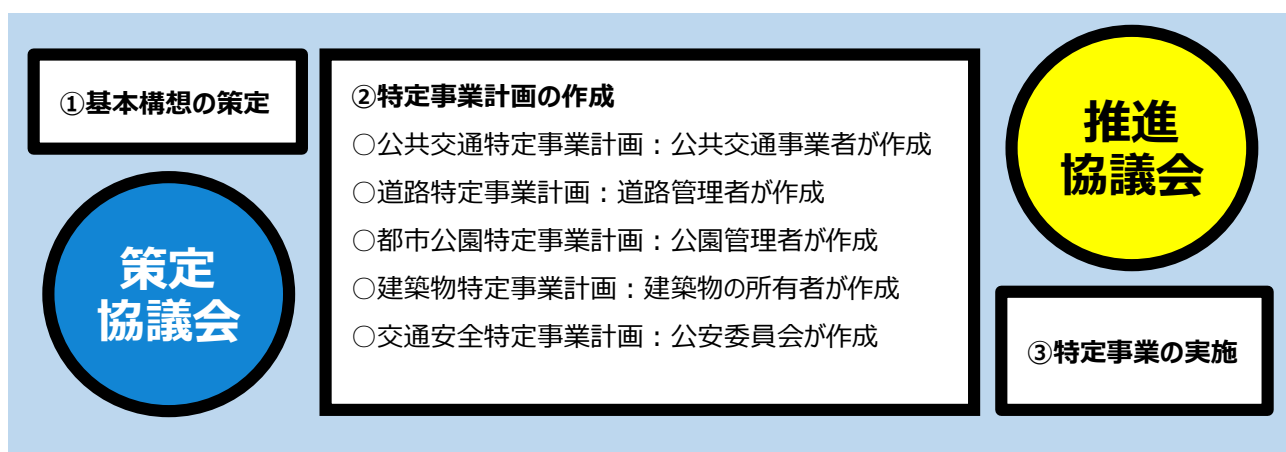


図 5-1 基本構想策定から事業化までの流れ

5.2 事業の目標時期

事業メニューの検討にあたっては、国や県の各種基準、関連のガイドライン等に沿った整備・改良を基本とするとともに、誰もがより利用しやすいものとするため、できる限り町民のニーズを反映した整備を行うことを前提に、各事業者との調整や財政状況を踏まえ、目標時期を設定していきます。

なお目標時期の考え方として、基本構想の目標年次が 2018 年度（平成 30 年度）から平成 2027 年度（平成 39 年度）の 10 年間であることを考慮して、以下のように考えます。

短期	概ね 5 年 (2023 年度(平成 35 年度)) 以内	緊急性を要する、早急な対応が可能といった事業。経過措置 ^(注 1) を用いても整備を実施する。
中期	概ね 10 年 (2027 年度(平成 39 年度)) 以内	可能な限りバリアフリー基準に基づいた整備を実施する。なお、実現性が高まった場合はすみやかに整備を実施する。
長期	(2028 年度(平成 40 年度)) 以降	現段階では事業の実現が困難あるが、実現に向けてまちづくりの視点を踏まえて検討を継続する。なお、実現性が高まった場合は速やかに整備を実施する。

注 1) 経過措置：建物等により有効幅員 2m 以上の歩道幅員の確保が困難な場合など、やむを得ない場合は、有効幅員 1.5m や歩車共存道路とすることを可能とした措置

5.3 実施すべき特定事業

(1) 公共交通特定事業

・バス 事業者：奈良交通株式会社

整備内容		整備目標			備考
■：特定事業 □：合理的配慮事項 △：その他事業		短期 5 年	中期 10 年	長期 10 年以上	
車両	■ノンステップバスの導入		●	●	* 1
	■車内への電光表示板の設置		●	●	* 2
案内情報のわかりやすさ	△バスロケーションシステムの導入		●		

* 1：順次バリアフリー適合車両の導入。

* 2：今後導入するバリアフリー適合車両には、次の停留所を表示できる機器を設置。

・公共施設巡回バス 事業者：上牧町

整備内容		整備目標			備考
■：特定事業 □：合理的配慮事項 △：その他事業		短期 5 年	中期 10 年	長期 10 年以上	
車両	■ノンステップバスの導入			●	
案内情報のわかりやすさ	△わかりやすい時刻表や路線図の検討	●			
移動支援・補助	□無理のない範囲での乗務員等による介助	●			

(2) 道路特定事業

・生活関連経路（県道）事業者：奈良県

路線名	区間	整備内容		整備目標			備考
		■：特定事業 □：合理的配慮事項 △：その他事業		短期 5 年	中期 10 年	長期 10 年以上	
中筋出作川合線	(1) (2)	歩行空間 の改善	■側溝蓋の設置・グレーチングの改修	●			
			■舗装等の改良		●		
			■段差・勾配の解消		●		
			■上牧交差点の隅切及び交差点処理		●		
			■視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改善		●		
	(3)	歩行空間 の確保	■歩道幅員の拡幅			●	
			■舗装等の改良		●		
			■段差・勾配の解消		●		
			■視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改善		●		
			■歩道幅員の拡幅			●	

※特定事業計画策定時に詳細を検討し見直すことがあります。

・生活関連経路（町道）事業者：上牧町

路線名	区間	整備内容		整備目標			備考
		■：特定事業 □：合理的配慮事項 △：その他事業		短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
米山新町線	(4)	歩行空間の改善	■側溝蓋の設置・グレーチングの改修	●			
			■舗装等の改良		●		
			■段差・勾配の解消			●	
			■視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改善			●	
		歩行空間の確保	■歩道幅員の拡幅			●	

路線名	区間	整備内容		整備目標			備考
		■：特定事業 □：合理的配慮事項 △：その他事業		短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
下牧高田線	(5) (6)	歩行空間の改善	■側溝蓋の設置・グレーチングの改修	●			
			■舗装等の改良		●		
			■段差・勾配の解消			●	
			■視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改善			●	
		歩行空間の確保	■歩道幅員の拡幅			●	

路線名	区間	整備内容		整備目標			備考
		■：特定事業 □：合理的配慮事項 △：その他事業		短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
滝川遊歩道	(7)	歩行空間の改善	■舗装等の改良	●			

(3) 交通安全特定事業

・事業者：公安委員会

交差点名	整備内容	整備目標			備考
	■：特定事業 □：合理的 配慮事項 △：その他事業	短期 5 年	中期 10 年	長期 10 年以上	
服部記念病院前	■ 信号機の確保			●	

(4) 建築物特定事業

建物については、整備内容に加え、現在のバリアフリー情報を付け加えた。以下の 8 項目に着目し、整理を行った。各整備メニューには、施設ごとに必要とされる項目を整理し、下記の凡例のとおり設備のあるものについては、○を、設備はあるが不備があるものについては、△を、設備がないものは、×で表示した。

【凡例】

スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多目的トイレ			駐車場
道から施設 内へのスロ ープ		施 設 館 内 図		車椅子対 応トイレ	乳幼児設備	オストメイ ト	
							
△	○	○	○	○	○	×	○

・上牧町役場 事業者：上牧町

整備内容		整備目標			備考
■：特定事業 □：合理的配慮事項 △：その他事業		短期 5 年	中期 10 年	長期 10 年以上	
移動円滑化 された経路	■歩道から出入り口まで移動円 滑化された経路を確保			●	スロープ改修
案内情報の わかりやすさ	□緊急時も踏まえたわかりやす い情報提供方策の検討			●	

スロープ	案内所	案内看板	エレベータ ー	多目的トイレ			駐車場
道から施設 内へのスロ ープ		施 設 館 内 図		車椅子対 応トイレ	乳幼児設備	オストメイ ト	
							
△	○	○	○	○	○	○	○

- ・平成 27 年 3 月にエレベーター設置しました。
- ・平成 27 年 3 月に役場 1 階に多目的トイレ（車椅子対応・乳幼児設備・オストメイト）を設置しました。
- ・スロープは、設置しているが、勾配が急です。

・2000 年会館 事業者：上牧町

整備内容		整備目標			備考
■：特定事業 □：合理的配慮事項 △：その他事業		短期 5 年	中期 10 年	長期 10 年以上	
移動円滑化 された経路	■歩道から出入り口まで移動円滑化された経路を確保			●	
施設の改善	△駐車場マスの位置修正	●			
	案内所の設置				最寄りの職員が対応
	△トイレのユニバーサルシート設置	●			
案内情報の わかりやすさ	□緊急時も踏まえたわかりやすい情報提供方策の検討			●	

スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多目的トイレ			駐車場
道から施設内へのスロープ		施設館内図		車椅子対応トイレ	乳幼児設備	オストメイト	
							
○	×	○	○	○	○	○	○

・ペガサスホール及び中央公民館 事業者：上牧町

整備内容		整備目標			備考
■：特定事業 □：合理的配慮事項 △：その他事業		短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
移動円滑化 された経路	■歩道から出入り口まで移動円滑化された経路を確保			●	
施設の改善	案内所の設置				最寄りの職員が対応
案内情報の わかりやすさ	□緊急時も踏まえたわかりやすい情報提供方策の検討			●	

スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多目的トイレ			駐車場
道から施設内へのスロープ		施設館内図		車椅子対応トイレ	乳幼児設備	オストメイト	
							
○	×	○	○	○	○	○	○

(5) 合理的配慮の提供、ソフト施策

障害者差別解消法では、行政や事業者に対して、障がいのある人から、社会のなかにあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応する（事業者においては、対応に努める）合理的配慮の提供が求められています。

それらの提供には、ハード面のバリアフリー化だけでなく、運営に従事する職員、社員の対応や施設等の利用に関するわかりやすい情報提供などソフト面と一体となった総合的な取り組みがより一層求められます。また、ソフト面の取り組みは、ハード面をカバーすることが出来ることから地形的にハード整備が難しい地域においては、より重要であります。さらに、町民が、障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解し、すべての人々が他者とのコミュニケーションスキルを獲得する「心のバリアフリー」を推進していきます。

想定される取り組み

- 合理的配慮事例集（奈良県ガイドライン）の活用
- 学校におけるバリアフリー教育の実施
- 町職員のバリアフリー教育訓練研修の充実
- 社員のバリアフリー教育訓練研修の充実
- バリアフリー整備の推進に当事者の意見を反映するしくみの構築
- 広報・啓発・心のバリアフリーの推進
- 役場において、くらしに関する情報に対する問い合わせに対応

(6) 町民主体の取り組み

基本構想は、住民提案型により実現したものであるため、行政、事業者だけでなく、町民も主体となり、障がいの有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現に向けた取り組みを実施します。

想定される取り組み

- 地域でのバリアフリー教育の実施
- 住民ができる道路等ハードの維持管理や清掃活動などによる移動円滑化の推進
- 自転車、自動車利用マナー向上のための啓発活動
- 地域住民によるまち歩き点検の実施
- 障壁を無くすための地域住民が支え合い、助け合う活動

6. 今後の取り組みの方向性

6.1 段階的、継続的な取り組み（スパイラルアップ）に向けての体制

基本構想が一過性の取り組みで終わることのないよう、策定後も事業の着実な実施・評価・改善を図っていくなど、継続的な改善の取り組みを行っていきます。基本理念に記載しているようにハード面とソフト面の取り組みをバランスよく推進するためにも、今後も町民等の参画のもと、公共交通事業者、道路管理者、建築物管理者、公安委員会、関係行政機関等で構成する組織を設置します。そして、本組織を中心として適宜事業の評価を行い必要に応じて見直す PDCA サイクルにより、事業スケジュールの適切な管理と事業の質の確保を図っていきます。

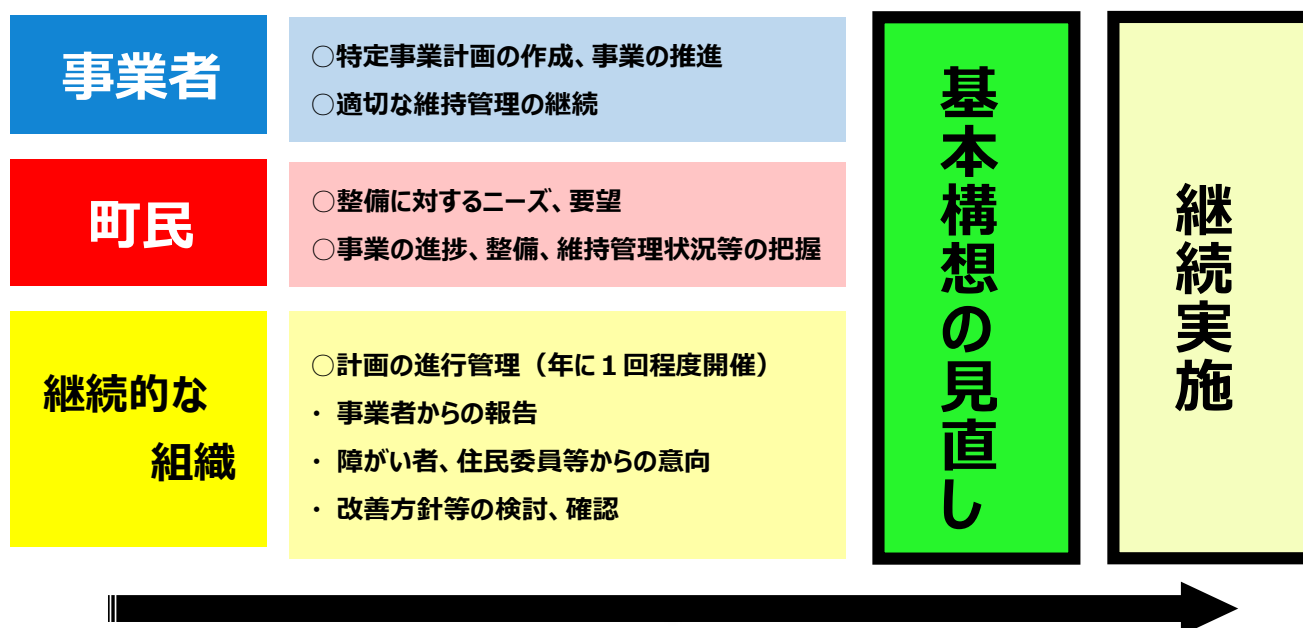
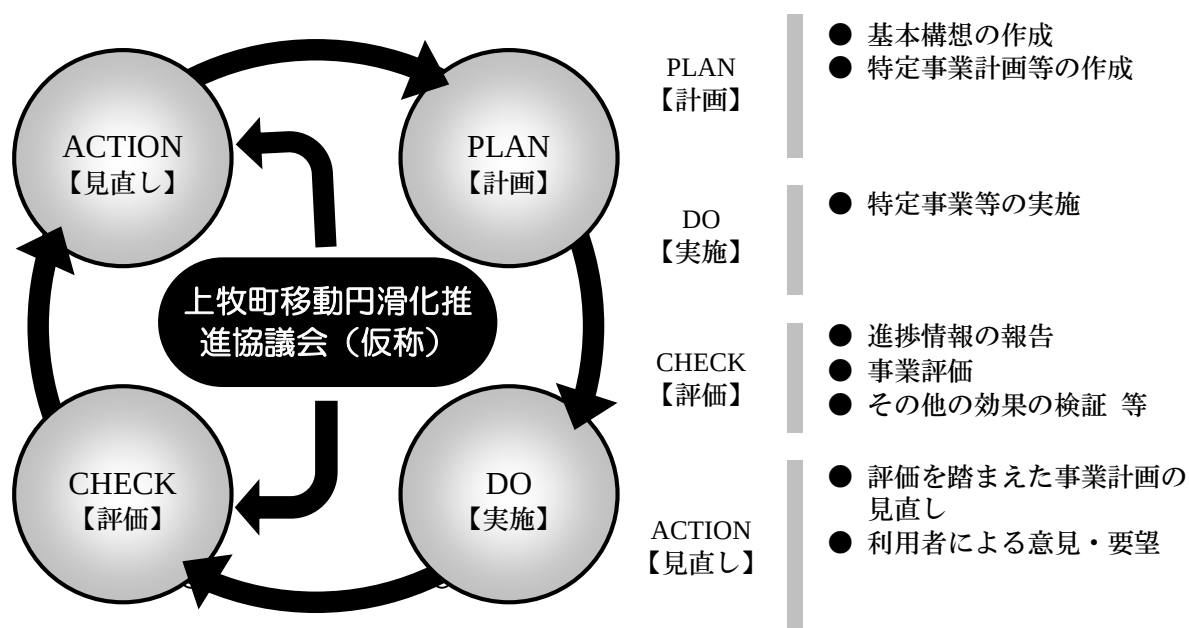


図 6-1 基本構想策定後の進め方のイメージ



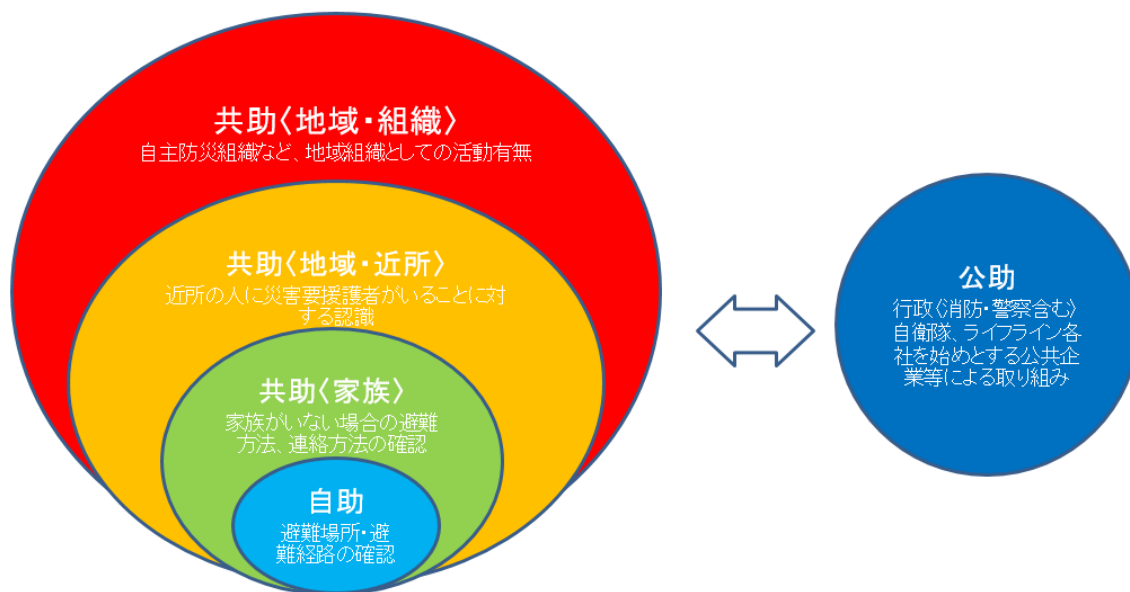
6.2 町全体でのバリアフリー化の推進

基本構想では、優先的にバリアフリー化を図るべき重点整備地区を中心として策定されました。しかし、重点整備地区以外の施設や経路等に対する改善要望もたくさん頂きました。

この基本構想で示したバリアフリー化の基本理念と方向性の考え方を、さらに重点整備地区以外のまちづくりへと展開していくことも重要です。総合計画や都市計画マスタープランといった上位計画を含め、幅広い発想のもと、まちづくりを進めていきます。また、町民からの要望が高い箇所や緊急に対応が必要な事項については、適宜対応を行います。

6.3 災害時におけるバリアフリー

バリアフリー法は日常におけるバリアフリー化を目的として定められているので、基本構想では、災害時におけるバリアフリーについて定めてはいません。しかし、災害時におけるバリアフリーは、すべての町民の安全を確保するために非常に重要な課題であると認識します。基本構想で定める施設のハード整備や、心のバリアフリーを推進し、日常時のバリアフリー化が進んでいくことが、災害時におけるバリアフリーにもつながります。



* 防災対策の基本である「自助」、「共助」、「公助」が連携することで防災対策は効果を発揮します。これらの理念に基づき上牧町でも、自主防災組織の推進、災害時要配慮者の避難支援計画に基づく情報の共有化を進めています。

6.4 持続可能な交通体系の構築

バリアフリー法では、主に施設や歩道のハード整備による移動等の円滑化を図っていくことを目的としています。しかし、誰もが安全・安心に移動できるためには多様な交通手段の確保が求められています。例えば、何らかのハンディにより通常の交通機関が使えないかたのために提供される移動支援事業の充実を検討していきます。

6.5 子育て世帯のバリアフリー

道路や歩道には、子育て世代にとって多くのバリアが存在します。歩道の段差やデコボコはベビーカーや妊婦にとっては大きなバリアとなっています。また、小さな子どもを連れての歩道のない道路の移動は危険であることが指摘されています。さらに、マタニティマークの普及と理解、授乳スペースの確保、スーパーやレストランでの子どもに配慮したサービスの充実、子どもが安心して遊べる場所の確保、外出時の子連れへの手助けなども必要になります。基本構想に基づき道路や施設のバリアフリー化を進めていきますが、子育てしやすいまちづくりに向けて町民、民間事業者、行政等の多様な関係者が協働して多方面からの支援や取り組みを行うことが重要です。

6.6 児童・生徒の視点でのバリアフリー

上牧町の未来をになう子どもたちは、学びのなかで豊かな人間力を醸成します。例えば、勉強、スポーツ、遊びを通してやりがいや目標を持つことにより人生を彩り豊かにします。そのようにして健やかに成長した子どもたちが未来の上牧町をになう大きな要因になります。そこで、基本構想に基づき教育施設をはじめとする公共施設の老朽化に伴った修繕・改修整備において、様々な利用者が安全かつ円滑に利用できるよう考慮したバリアフリー整備を推進します。

6.7 観光バリアフリーの推進

基本構想の対象者には、上牧町の来訪者も含まれています。上牧町には、上牧町久渡古墳群、片岡城跡、浄安寺、伊邪那岐神社などの文化・歴史資源が点在しています。そこで、誰もが安全に安心して観光ができるよう、基本構想に基づき、施設のバリアフリー化を推進するとともに、観光ガイド等による移動支援や移動弱者向けの観光ルートの検討をするなどして、観光の活性化に向けたまちづくりと一体となった観光バリアフリーの推進を目指していきます。

上牧町バリアフリー基本構想策定協議会設置条例

(設置)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、上牧町バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 基本構想策定に関する基本的な事項
- (2) その他、基本構想策定に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員22名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般公募住民
- (3) 福祉関係団体を代表する者
- (4) 町議会議員
- (5) 公共交通事業者を代表する者
- (6) 奈良県公安委員会の職員
- (7) 関係行政機関及び町の職員
- (8) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本構想の策定が完了するまでの間とする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員（第3条第2項第4号、第6号及び第7号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に報酬を支給することができる。

- 2 委員が職務のため町外に旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。
- 3 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年3月条例第2号）の定めるところによる。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、総務部政策調整課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（招集の特例）

- 2 この条例の施行の日以後最初に招集される協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

上牧町バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿

区分	氏名	所属等
学識経験者	柳原 崇男	近畿大学 准教授
	神吉 優美	奈良県立大学 教授
	室崎 千重	奈良女子大学 准教授
一般公募住民	水越 洋	
	家弓 恵子	
福祉関係団体等	白銀 敏子	上牧町民生委員連合会 会長
	中野 和代	上牧町身体障害者協議会 会長
	竹原 金子	上牧町手をつなぐ育成会 会長
	吉田 義男	上牧町自治連合会 会長
	岡本 光男	上牧町シルバークラブ連合会 会長
	植村 隆弘	上牧町社会福祉協議会 事務局長
町議会議員	東 充洋	上牧町議会議員
	竹之内 剛	上牧町議会議員
公共交通事業者	西本 多満男	奈良交通株式会社 自動車事業本部 乗合事業部 経営路線グループ 運行管理課長
	新関 亨	ひまわりタクシー株式会社 専務取締役
公安委員会	中西 和弘	西和警察署 署長
関係行政機関	本田 泰彦	国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局 首席運輸企画専門官
	西岡 純一郎	奈良県高田土木事務所 所長
町職員	阪本 正人	上牧町役場 総務部長
	大東 四郎	上牧町役場 都市環境部長
	藤岡 季永子	上牧町役場 住民福祉部長
	藤岡 達也	上牧町役場 教育部長